

第4回 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

議 事 録

平成20年10月30日

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

第4回 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会出席者名簿

開催年月日 及び時間	平成20年10月30日(木)				開会時刻	午後14時00分
					閉会時刻	午後17時20分
会議の場所	鹿町中学校体育館					
出席した委員 30名中 30名出席	会 長	朝 長 則 男	副会長	亀 山 春 光	副会長	宮 田 安 猶
	委 員	松 尾 裕 幸	委 員	安 富 安 雄	委 員	宮 田 京 子
	委 員	久池井 一孝	委 員	林 逸 夫	委 員	山 村 留 次
	委 員	市 岡 博 道	委 員	山 下 伊 三 郎	委 員	森 田 剛
	委 員	深 江 海 人	委 員	松 田 秀 彦	委 員	熊 谷 厚 生
	委 員	中 尾 ア ヤ	委 員	中 村 克 介	委 員	吉 浦 初 義
	委 員	小 川 肇	委 員	山 口 久 子	委 員	前 田 哲 裕
	委 員	諸藤 キヌ子	委 員	東 雲 和 宏	委 員	河 野 和 子
	委 員	嬉 野 憲 二	委 員	伊 達 木 瀧 之 助	委 員	馬 郡 謙 一
	委 員	井 村 充 伸	委 員	高 尾 潤	委 員	川 田 洋
欠席した委員 及び顧問						
出席した専門 委員	財務部会 長	山 口 智 久	市民・町民 部会長	浦 川 直 継	企画調整 部会長	永 元 太 郎
	総務部会 長	嶋 田 裕 治	子ども未 来部会長	永 石 泰 昭	福祉保健 部会長	廣 山 芳 宣
	環境部会 長	野見山 正	議会事務 局部会長	片 平 研 一	水道部会	唐 渡 辰 彦
	教育部会	中 島 豊	都市整備 部会	永 安 啓 祐	都市整備 部会	田 崎 修 一 郎
事 務 局	参 与	千知波 徹夫	局 長	久 富 達 夫	次 長	浜 田 祝 高
	主 任	土 橋 健 吾	主 任	吉 原 宏 紀	主 任	吉 村 彰 治
	主 任	藤 田 尚 志	主 任	嬉 野 重 明	主 任	太 田 聡

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

第4回 会 議 次 第

日 時：平成20年10月30日(木) 14:00～
場 所：鹿町中学校体育館

開 会
会長挨拶

議事

【説明事項】

協議項目及び協議予定について

【協議事項】(前回提案分 今回協議)

協議第22号 「財産・負債の取扱い」について
協議第23号 「特別職の身分の取扱い」について
協議第24号 「条例・規則等の取扱い」について
協議第25-1号 「一部事務組合・広域連合の取扱い(その1)」について
協議第26-1号 「使用料・手数料の取扱い(その1)」について
協議第27号 「附属機関等の取扱い」について
協議第28-1号 「補助金・交付金等の取扱い(その1)」について

【提案事項】(今回提案分 次回協議)

協議第26-2号 「使用料・手数料の取扱い(その2)」について
協議第28-2号 「補助金・交付金等の取扱い(その2)」について
協議第29号 「公共的団体の取扱い」について
協議第30-1号 「介護保険事業の取扱い(その1)」について
協議第31号 「子育て福祉制度の取扱い」について
協議第32号 「地区組織の取扱い」について
協議第5-1号 (別冊)
「まちづくり計画(新市基本計画)の策定」について

【報告事項その1】 (1市2町議会の協議結果について報告)

協議第12号 「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について

【報告事項その2】(別冊)

報告第3号 事務事業の調整結果報告(調整案件 B以下 幹事会調整事項)
報告第3-7号 「総務部会の事務事業の取扱い」について
報告第3-8号 「都市整備部会の事務事業の取扱い」について
報告第3-9号 「市民・町民部会の事務事業の取扱い」について
報告第3-10号 「子ども未来部会の事務事業の取扱い」について
報告第3-11号 「水道部会の事務事業の取扱い(その1)」について

【報告事項その3】

報告第4号 「協議会委員の変更」について

その他

次回日程について など

閉 会

第4回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

平成20年10月30日(木)

1.開会

【事務局】 定刻となりましたので、ただいまより第4回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会を開会いたします。

まず初めに、本日の委員の皆様の出欠状況をお知らせいたします。江迎町地域委員の新谷委員が体調の不良により辞任されております。したがって、出席の委員は29名中29名で、協議会規約第10条第1項の規定に基づきまして、協議会委員の半数を超えておりますので、本協議会が成立していることを報告いたします。

続きまして、本日の会議で使用いたします資料の確認をさせていただきます。本日の資料も多岐にわたっておりますので、現物をお示ししながらご確認させていただきます。

まず、事前に委員の皆様へ送付しておりました「第4回会議次第」、それから、A3判で印刷しております「行財政調書」、それから、別冊といたしまして協議第5-1号「まちづくり計画(新市基本計画)の策定」について、66ページものの厚い冊子です。それから、「まちづくり計画」策定に係る地域意向調査の結果概要について【報告資料】、それから、まちづくり計画の〔用語解説資料〕、それから、A3判で印刷しております「まちづくり計画」《概要資料》の両面コピーの1枚ものです。それから、「まちづくり計画」(素案)における地域意向(主に江迎町・鹿町町関連)の反映についての《一覧表》。それから、【報告事項その2】につきましても、別冊といたしまして報告第3-7号「総務部会の事務事業の取扱い」についてから報告第3-11号「水道部会の事務事業の取扱い(その1)」についてまで全部で5冊あります。さらに、本日お配りしております右上に「差替」と記載されました「第4回会議次第」表紙のみです。それから、報告第4号「協議会委員の変更」について、1枚ものです。また、前回の協議会で提案し、今回の協議事項になっております第3回会議次第と、本日は【報告事項その1】で協議第12号の「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について、1市2町の議会の協議の結果についてご報告がございます。それで、「第2回会議次第」が必要となりますけれども、お持ちでしょうか。お持ちでない方は、事務局で準備をしておりますので挙手をお願いいたします。第3回の会議次第について、第2回も必要となります。もう一度、挙手をお願いします。

すみません、資料は後でお配りしますので、続けさせていただきます。

それでは、会議次第に基づきまして進めさせていただきます。

まず、会長であります朝長佐世保市長よりごあいさつを申し上げます。

2.会長あいさつ

【朝長会長】 皆さん、こんにちは。朝長でございます。やっと秋らしくなってきた感じがございますが、委員の皆様方にはそれぞれにご健勝で、本日ご参加をいただきましてまことにありがとうございました。まずもって御礼申し上げる次第でございます。本日は、鹿町町で初めての協議会の開催ということでございます。鹿町町の皆さん方にもたくさん傍聴いただいているようでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ざいます。

それでは、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会第4回を開催させていただきわけですが、皆様方には大変お忙しい中にご参集いただきましてまことにありがとうございました。重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、先月30日に佐世保市にて開催をいたしました第3回協議会においては、「慣行の取扱い」をはじめ8項目にわたりご決定をいただき、まことにありがとうございました。本日は、前回提案されました「財産・負債の取扱い」を含め、7項目につきましてご協議をいただきたいと存じております。また、次回協議項目といたしまして、本日、7項目を提案させていただいております。さらに、報告事項といたしましては「議会の議員の定数及び任期の取扱い」につきまして、1市2町の議会での協議結果について報告を賜りたいと存じます。Bランク以下の報告項目も5つの部会にわたり盛りだくさんの内容で、委員の皆様には大変ご苦勞をおかけいたしますが、最後まで活発なご議論を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。会長としてのごあいさつといたします。

よろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございます。

議事に入る前に事務局よりお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、これから先の議事につきましては、会長に議長としての進行をお願いいたします。会長、よろしくお願いをいたします。

3. 議事

【朝長会長】 それでは、規約に基づき、議長を務めます。時間の関係もございますので、早速議事に入りたいと思っておりますが、事務局より開会時の資料等の確認の中で説明がありました会議次第の差しかえについて、事務局より説明を求めます。

【事務局】 本日お配りをしております差しかえの資料、2ページものですが、これを見ていただきたいと思っております。事前に各協議会委員の皆様には資料を送ってまいりましたが、この1枚目の部分を差しかえにするということにさせていただいております。

変更した点につきましては、会議次第の下のほうを見ていただきたいんですが、報告事項その1、その2とありますが、その次に【報告事項その3】(別紙)ということで、次のページになりますけれども報告第4号「協議会委員の変更」についてということの追加を行ったために今回、差しかえをさせていただいております。

あわせて、この報告第3号につきましては、新委員の委嘱等を行うため、先に議題としていただきたいと思っておりますので、会長よりよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

【朝長会長】 ただいま事務局から依頼がございましたので、まず初めに報告事項その3を議題といたします。改めて報告第4号「協議会委員の変更」についての報告を求めます。

(1) 報告事項その3

【事務局】 差しかえ資料をお開きください。報告第4号「協議会委員の変更」につい

てでございますが、今回、急を要する事項として報告第4号「協議会委員の変更」についてご説明をしたいと存じます。

江迎町新谷委員から、体調不良により協議会委員の辞退の申し出がございました。協議会におきます委員の空白の時間をできるだけ避けるために、江迎町長よりご推薦がございまして、1市2町で協議を整えまして、小川肇様への委員の変更について報告をするものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

【朝長会長】 ただいま事務局から報告がございました小川委員におかれましては、この第4回から早速参加をしていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように取り計らいます。

ここで小川委員さんに着席をしていただきたいと思います。小川委員さん、お見えでございますか。

(小川委員着席)

【朝長会長】 ここで、本来であれば委嘱状を交付すべきところでございますが、時間の関係もあり、机上に会議資料とともに事前に準備させていただいております。省略させていただくことをお許しをいただきたいと思います。

それでは、小川委員さんより自己紹介をお願いいたします。

【江迎町小川委員】 ただいまご紹介をいただきました江迎の小川肇でございます。

この合併協議の4回目に、江迎の町長から、新谷委員さんのかわりに、ピンチヒッターをお願いするという話がございます。私は、今日は県北農協委員会、いわゆる農業会議の視察研修がございまして、出席ができないと申し上げましたら、町長が、福岡の温泉で一杯やるからどう、おれが一杯おごるからという話でございましたので、快く参加をいたしましたけれども、今日からこの勉強に非常に私も緊張をいたしております。今後は、委員の皆さん方からかわいがっていただいて、そして、温かいご指導をいただいて1市2町の合併を行う方向へ向けて懸命に努力をさせていただきたいと思っております。どうぞ委員の皆さん方、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

【朝長会長】 ありがとうございます。小川委員にはよろしく願いをいたします。

それでは、第4回会議次第に沿って議事に入りたいと思っております。協議会の議論を実のあるものとするため、皆さんの積極的な意見ををお願いをしたいと思います。

(2) 説明事項

【朝長会長】 まず初めに、説明事項を議題といたします。協議項目及び協議予定について、事務局の説明を求めます。

【事務局】 すみません、「第4回会議次第」、60ページものの1ページをお開きいただきたいと思います。

ここに協議項目及び協議予定ということでお示しをしております。今日は4回目になりますので、提案時期の4回目を見ていただきますと丸をつけたり黒丸をして括弧書きをしておりますが、今日、ご論議いただきますのがこの第4回の部分だということをお願いしたいと思います。5回以降につきましては、その次の欄に丸印として今後、ご議論いただ

く事項をお示しをしております。

その横、決定日であります。既に3回、協議会で合意をしておりますので、それまでに決まったものについては、ここにいつ決まりましたということを書いております。方向性を決めたり協議の方法等を決めたりしたものは、括弧書きということにさせていただいております。

以上のようなことで今後の協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

説明は以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質問をお受けしたいと思っておりますがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、説明事項については、事務局の説明のとおり進めたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように取り計らいます。

(3) 協議事項

協議第22号

【朝長会長】 次に、協議事項を議題といたします。

この協議事項については7件ございます。順次1件ごと協議をしていただき、お諮りをしたいと考えております。

まず、協議第22号「財産・負債の取扱い」についてを議題とさせていただきます。第3回協議会での提案時に説明を受けておりますが、事務局より改めて説明を求めます。簡潔にお願いします。

【事務局】 それでは説明申し上げます。

資料は第3回の会議次第でございます。資料がころころ変わりがして大変申しわけございませんが、「第3回会議次第」、84ページものの3ページをお開きいただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

協議第22号「財産・負債の取扱い」についてであります。財産・負債の取扱いにつきましては、江迎町、鹿町町の財産、これは公有財産、物品及び債権並びに基金等でございます。それから、負債、これは地方債、債務負担行為等でございますけれども、これらにつきましてはすべて佐世保市に引き継ぐということでの提案でございます。前にもご説明申し上げましたように、次の3ページから17ページまで詳しく佐世保市の財産・負債、あるいは江迎町、それから鹿町町の財産・負債につきまして詳しくこういうものがございましてということをご説明申し上げました。これらにつきましては、江迎町、あるいは鹿町町の財産・負債については佐世保市に引き継ぐということでの提案をしているものでございます。前回に詳しくご説明申し上げておりますので、以上のことでご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【朝長会長】 ただいま事務局から説明がございましたが、この説明につきましてご質問、ご意見はございませんでしょうか。松尾委員、お願ひいたします。

【佐世保市松尾委員】 佐世保の松尾です。ただいまの協議第22号「財産・負債の取扱い」について提案をしたいと思います。

本件につきましては、すべて佐世保市に引き継ぐとなっておりますが、現時点ですべてということではなく、整理を必要とする分につきましては合併の間に可能な限り整理を行った上で引き継ぐという意味合いから、協議事項の「すべて佐世保市に引き継ぐ」を「原則として佐世保市に引き継ぐ」と修正されるように提案したいと思います。よろしく願いいたします。

【朝長会長】 ただいま修正案が佐世保市の議会代表委員より出されました。「すべて佐世保市に引き継ぐ」というのを「原則として佐世保市に引き継ぐ」ということでの修正をしたほうがいいのではないかとご提案のようでございますけれども、そういうことですか。そうですね。

この件につきまして、委員の皆様にご意見をお伺いする前に、補足でございますか。では、お願いいたします。

【佐世保市久池井委員】 補足説明をさせていただきたいと思いますが、今、佐世保市のほうで調査特別委員会を設けておまして、財産・負債について調査をずっと進めさせていただいておりますが、かなりの数がございましてなかなか思うとおりにならないというのが現状でございます。そしてまた、現時点でのこの財産・負債の取扱いについての協議提案ということであれば、すべてというのにはちょっと無理があるという感じがしております。考え方としてはすべて引き継ぐという方向性で進めてまいりたいと考えておりますけれども、先ほど議長からのお話がありましたように、新市にできるだけ課題を先送りしないように、できるだけの整理というのを各町でしていただきたいという意味を含めまして、原則という言葉に直していただければと、現時点ではそういった形で検討をしていただければという提案でございますので、よろしく願いをいたします。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいま、修正提案の補足説明があったわけですが、委員の皆様にご意見をお伺いする前に、事務局よりこのことについて何か説明がございましたらお願いいたします。

【事務局】 事務局からであります。この財産・負債の取扱いについてのご提案につきましては、編入合併の場合に、編入される自治体の江迎町さん、鹿町町さんは、合併によって法人格はなくなるわけでございますので、2町に係る財産・負債につきましては、これを宙に浮かせるわけにはまいりませんので、すべて引き継ぐということでご提案を申し上げます。

今、久池井委員のほうから補足説明がございましたように、引き継ぐという考え方は基本的にはあるということでしたが、今、修正のご提案、ご意見というのは、引き継ぐことは当然なされるということが前提であるけれども、その中でお互いが理解した上で、合併してよかったというような合併を進めていこうということで、財産・負債の引き継ぎに当たりまして整理すべきことは一定整理していきながら、1市2町の新佐世保市の円滑な行政運営、財政に向けてつながることを願って出された意見だととらえております。

事務局からの補足は以上でございます。

【朝長会長】 事務局からの説明をもらったわけですが、何かこの件につきまして、はい、どうぞ。

【江迎町安富委員】 江迎町の安富でございますけれども、私は、この会議において、また、前回説明があった折に、駆け込み工事はしてはだめですよというふうなある程度のご説明があったと思います。そういったことで、駆け込み工事とはどういったものが、今、説明がございました原則としてとお変えになったようでございますけれども、まずもって駆け込み工事というのは、まずは幹事会において金額的なこと、あるいは、いろいろの事業で、そういった事業のどれはどこまでしていいですよというくらいのお話があったものが、それとも、合併協議会が始まって以降はどの町村においてもいろいろな事業には着手してはいけませんというふうなものかということをお伺いしたいと思います。

【朝長会長】 事務局。

【事務局】 資料の財産・負債の取扱いの4ページを見ていただきたいと思います。4ページに佐世保市と江迎町の行財政調書をつけておりますが、その右側の欄の半分以下のところに参考事項ということで掲げておりますが、その丸の4番目を見ていただきたいと思います。この中で、一定規模以上の財産の処分や負債の増加は、お互いに連絡し合うことの申し合わせを行いましょと書かせていただいております。今、委員さんは、多分このことをご指摘なさっていると、事務局としては考えます。

この意味ですが、一定規模以上というのは、具体的に幹事会の中でもご議論いただきましたが、例えば金額を10万円とか50万円とか100万円とか、そういうことを決めるわけではありません。あくまでお互いに1市2町にとってこれは大きな影響を及ぼすのではないかということについては、実は、佐世保ではこういう事業を考えているから、これはやっていきますよ、あるいは、江迎町さんではこういう事業をもともと計画していた事業だからやっていきましょう。ただ、こういう問題については、やっていかなければいけない事業も出てまいりましょう。それから、それぞれ予算編成時におきましては、当然、次年度の計画はやっていく必要がありますから、そういうものはやっていただくのは当然のことですけれども、将来に影響を及ぼすようなことについてはお互いに協議会で出していきながら確認し合っていきましょうということをお互いの中で決めていただいたものでございまして、そういうことが駆け込みにはつながらないことになるだろうということで整理をしているものでございます。そういうことでぜひご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【朝長会長】 どうぞ。

【江迎町安富委員】 その話し合いというのは結構なことでございますけれども、いつどきの時期に話し合いをなさるのか。合併してからの話し合いか、それとも合併までには空白の期間というのがこれから1、2年くらいあるわけでございますので、その間にもるもるのお話しをして、この工事だったらやってもいいだろうということでございますか。

【朝長会長】 どうぞ、事務局。

【事務局】 今、委員ご指摘のように、合併協議には、まず法定合併協議会で協議をして、協議が整えば合併協定書を締結して廃置分合議案をそれぞれの議会にて合意をいただいて合併につなげていくということになります。したがって、この法定合併協議会での協議項目の論議は今が一番ピークだと思っておりますが、この合併協定書締結後も合併準備をそれぞれしていく必要がございます。今までの4町との経験では、約1年間近くそ

れにかかっております。当然、合併準備をしていきながら、いろいろな条例改正をしたり、あるいは、電算の統合等の作業をしていくわけですが、その間、今確定的なことは言えませんけれども、少なくとも月に1度ぐらいいは引き続き幹事会は継続をして、合併に向かって最終的に決めていくこともございますので、それらを事務的に詰めていながらやっていきます。それと並行して、この協議会の中で、例えば3カ月に1度ぐらいいは協議会を開かせていただきまして、ここはこのように進んでおります、こういうふうになっておりますという報告もしていきたいと思っております。

そういう幹事会の中で、実は、私どもの町ではこのような計画をしているのですがどうでしょうかというような議論をしゃっていくということを考えておりますので、合併のぎりぎりまで幹事会は開かせていただきまして論議を続けていくということで考えております。

以上でございます。

【江迎町安富委員】 特に、江迎の場合は、みんなもご承知と思いますけれども、行財政改革ということで13億の減額をやるということで方針を進めてまいりまして、非常に我々議員をはじめ首長、あるいは副町長、あるいは職員の皆さん、あるいは町民一人一人、いろいろなことをご苦労をかけて今日があるわけですが、ご承知のように経常収支比率、あるいは公債費率ともに、長崎県におきましても上から数えて優秀であるというふうな町でございます。

そういった観点から、これに持ってきておりますけれども、江迎町といたしましても要望事項、陳情事項、大体80項目くらい上がっております。それと同時に、長期的な計画で、6年間でやっておったわけですが、途中行革ということで2年間でストップをしております。この基盤整備におきましては、1期目は例えば誰々さん、2期目は誰々さん、そういったことで名前まで指名して6年間でこの工事を完成するというふうなことで進んでまいりまして、それが途中でやめておるということで、後から待っている人というのは非常に残念である、どうなるのかという苦しい思いをしているわけでございます。

そういったことで、一番懸念していることは、やはり合併になってこういった要望事項がどうなるのか。小さいことでございますから、全然できなくなるんじゃないか。大きなことだったらできるかもしれませんが、こういったもろもろ小さいことというのは、私は、きれいな姿で佐世保に合併したい。同時に、佐世保側も、極端に言いますなら、きれいな姿で、立派な嫁をもらったというふうな感じで佐世保も江迎町に来てもらうほうがよほどいいんじゃないかという観点からこういった発言をしておるのでございまして、長崎県の傍聴に行きましたが、金子知事が朝長市長に質問を出されましたが、そういったことで、合併は何のためにあるのかというようなことをいろいろ論議に出されておりましたけれども、失礼ですが、うちの町長が、どうしても佐世保と合併するためにはある程度の嫁入り道具を持っていかないと佐世保は受け入れてくれないというふうな考え方が非常に強くて、もろもろのこういった工事というのがおくれている現状でございます。そういったことで、できるだけ早く、やはり町民が安心して、佐世保に行っても小さいところの工事もやってくれますよということで、我々江迎町議会としても進んでまいりたい。

同時に、江迎町自体も、この件につきましては議員の皆さんが何回も一般質問で出ているわけですが、それが実行されないという現状でございますので、そういったこ

とで、江迎町のためにひとつ大いに幹事会の皆様が力を振り絞っていただければというふうな要望をいたして終わりにします。

【朝長会長】　　今のは、特に事務局のほうからないですね。要望でとどめておいていいですか。

【江迎町安富委員】　　はい。

【朝長会長】　　わかりました。

それでは、松田委員。

【江迎町松田委員】　　江迎町の松田と申します。

この文章の件で今、佐世保のほうから「すべて」を「原則として」ということを言っているわけですね。すべてと原則がどんな違いがよくわかりませんが、本来なら、先ほど事務局よりお話しのとおり、合併したら法人格がなくなってしまうんですね。残すことはできないんですよ。それを原則と。原則というのは、例外があるという意味も含んでいるわけですね。ひょっとしたらこれがだめですよという意味を含んでいると思うんですが、それだったら原則と言わずにすべてにさせてもらいたい。原則としていたら、後、だれも面倒見ません。何か問題があってもそれが宙に浮いてしまうんですから、普通考えてもそういうことはあり得ないと思うんですが、そこら辺もう少しはっきり説明してください。すべてと原則の違い。

よろしくをお願いします。

【朝長会長】　　久池井委員。

【佐世保市久池井委員】　　おっしゃるとおりであると思います。

ただ、先ほどの趣旨説明の中で議長からお話しがありましたように、すべて引き継ぐという方向性では進めていきましょう。ただ、課題を引き継がないで、できるだけ整理をしていただきたいという意味を込めての原則ということで、例外があるとか何とかということではない。

1つの例を申しますと、私有地の借地が結構あります。契約書が交わされていない物件があるんですよ。そういったものをしっかり町時代に契約をしていただくとか、そういった整理をしっかりしていただきたいという意味も込めて原則。だから、今の時期にこの協議方向を決めるということであれば、そういった原則に直してもらいたい。時期的に今、こういう財産・負債の取扱いの提案がされておりますので、この方向性を決めないといけな。佐世保市議会として合併特別委員会の中で進めていく中で、少しいろいろな問題があり、ここはどうなっているのという問題があるので、原則という言葉を使わせていただきたいなということなんですよ。そういう意味でございます。

【江迎町松田委員】　　ちょっといいですか。

【朝長会長】　　はい、どうぞ。

【江迎町松田委員】　　松田と申しますが、それならなおさらおかしいですよ。というのは、佐世保も一緒と思うんですが、例えば、土地の登記ができないところとかがあると。佐世保にはないのかもしれませんが、おそらくどこも懸案事項はあると思うんですよ。佐世保にしる江迎にしる、懸案事項というのは。それを役所の人が一生涯懸命努力して、これは登記してくれと言ってもできない場合も出てくると思うんですよ。それまでしるということは、合併できないということに等しいんじゃないですか。みんな解決

してこいというふうな響きに聞こえるんですよ。今、ご説明でそうじゃないんだと言われるけれども、それはあくまでも文書として残るんだから、今、言われた問題、登記の問題も借地の問題もちゃんとして来い。おそらく行政というのはちゃんとどこもしていると思うんですよ。それでも何か理由があってできない問題があると、私は思うんだけど、私は議員じゃないからよくわかりませんが、そこら辺はどこの町や市にもあると思うんですが、そこら辺はどうですか。

【朝長会長】 久池井委員。

【佐世保市久池井委員】 佐世保市でも、未登記道路で言えば確かにあります。財産を今、いろいろ見させていただく中で、1つの例として私有地の借地をされてある。その中で契約書がないというのは、いろいろな理由で契約書がないのかもしれませんが、我々が一番心配しているのは、町の時代でいけば契約書なしでいいというような話。でも、佐世保市になったときにそれがどうなるのかという問題もある。だから、すべて解決しろと言っているわけじゃないんですね。できる限り整理をしてくださいということなんですよ。だから、努力をした結果、できなければそれはしょうがないことで、新市として引き継いで粛々とやっていかないといけないんでしょうけれども、町の時代にできるものであれば町の時代にしっかりと解決をしていただきたいという意味なんです。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【江迎町山口委員】 江迎の山口です。

今の話はずっと聞いているんですが、わざわざすべて佐世保市に引き継ぐと言ったのを、原則としてというのを織り込むというのは、やはり何か裏にあるんじゃないかなということしか考えられないんですよ。ですから、簡単に言って、財産は持ってきてもいいけれども負債はちゃんと整理してこいよというようにしかとらざるを得ないもんですから、この原則としてというのを入れればいろいろなことに反映すると思うし、すべて佐世保市に引き継ぐとそのままにしておけば、合併するまでに何回ともなくいろいろ事務局がおっしゃったように、これはこうしよう、これはああしようというふうなことを話をしながら良いか悪いかの話を重ねて合併につなげていくというふうな話し合いだったので、わざわざこれを原則としてというのは、いれる必要はないのではないのでしょうかと一個人として思います。

以上です。

【朝長会長】 ほかにご意見ございませんか。

【江迎町林委員】 江迎の林と申しますが、今からいろいろと問題が起こるかもしれないという懸案事項ごとにそういう整理すべきこと等を出されているのかなという思いがしておりますけれども、私たちもその懸案事項というのをを出していただきたいと思っております。多分、聞くところによりますと、この懸案事項は、事務局のほうに各町から、鹿町のほうからも出てくるんじゃないかと思うんですけども、江迎町については事務局のほうに出されたということでもあります。私たちのところには懸案事項なるものが来ておりませんので、ひとつ私たちにも提示をしていただきたいと思っておりますけれどもどうでしょうか。

【朝長会長】 事務局、今からこれが出てくるんですよ。報告事項とか何とかの中でその都度出てくるということで理解をしいいのですか。今、全部それを出せるような状況

ではないんですね。

【事務局】 今のご意見でございますけれども、先ほど市議会議員の委員の皆様から議会の特別委員会でこの合併協議に当たって議会として論議を深めていらっしゃるというお話がございました。その中で、佐世保市として各町の大変大きな課題とか重要事項、あるいは懸案事項などないのか、それを調べて論議すべきではないかということもございましたので、佐世保市として江迎町さん、あるいは鹿町町さんのほうに調査をさせていただき特別委員会に提出した資料がございます。現時点でそういう資料がございますので、お配りすることは可能でございます。ただ、今日は持ってきておりませんので、次回でもよろしければ、事務局として会長のお許しがいただければ、配付してよいのではないかと考えております。

以上でございます。

【朝長会長】 個々の問題については後でそれぞれ問題の中で出てくると思うのですが、それは出てきたときでいいわけでしょう。今、全部出そうとしたって、全部があるわけじゃないでしょうから、それぞれ今、幹事会の中で協議をされていて、それが上がってくるというふうな形になるわけでしょうから、それを今、全部上げなさいという話になるとまた混乱をもよおすような感じもするんですが、それはどうなんですか。

【事務局】 事務局でございます。

今の時点でということでお答えしたつもりでございましたので、すべての把握ということでは、当然、今、会長がおっしゃいますようになっていないということでございます。

【朝長会長】 ですから、その把握されたことについては、その都度上がってくるわけですね。

【事務局】 当然、中身を見まして、専門部会で調整をして上がってくるものもございますし、この協議会の協議項目の中でも施設の取扱い等もございますので、そういう中でご議論していただくのも上がってくるということでございます。

【朝長会長】 何か。

【江迎町林委員】 皆さんご存じだと思いますが、10月25日のある新聞の中に、多数の懸案が報告されているという記事があります。どうでしょうかね。ここまで出ているわけですから、多分、この新聞社の方はこういう懸案事項の情報を持っておられると思うんですけども、それが私たちに提示されないというのは不満がありますので、会長さんをお願いですが、次回で結構ですので提示をお願いしたいと思います。

【朝長会長】 特別委員会で出てきたことをということですか。どういう意味になりますかね。新聞に出てくることですか。

【江迎町林委員】 江迎町と鹿町町の懸案事項が多分出ていると思うんですけども、その部分を出していただくわけにはいかないんでしょうか。

【朝長会長】 出せるものは全部出せということですけども、その都度出てきますよということを行っているつもりなんです。今たまっている分を出せとおっしゃっているんですね。

【江迎町林委員】 今後協議しなければならぬ部分を含めてお願いをしたいと思いません。

【朝長会長】 これの何倍もありますよね。そういうことを今、幹事会で事務的な説明

をずっとやっておりますよね。

【江迎町林委員】 懸案事項というのは1つの表にされたものではないですか。

【事務局】 各町から出していただきました資料を数枚の中で整理をして、テーマとしては整えてあります。

【朝長会長】 今あるものを資料として出す分には差し支えないと思うんですけれどもね。ただ、この場で協議をするというのはその都度やっていかないといけないということになるわけでしょうから、混乱が起こらないようにしておかなきゃいけないということを私は言いたかったんですが、いいですか。

じゃ、今、おっしゃっている部分については、委員長、この前の特別委員会のときに何かそういう資料が出たんですか。

【佐世保市久池井委員】 佐世保市議会特別委員会では要求をして、懸案事項については出していただいております。特別委員会での協議については、協議項目として上がったときに、そのことについてはやろうということで。ただ、懸案事項としてこういうのがあるなというのだけは把握をいたしております。ただそれだけの話です。あと、深い協議には至っておりません。

【朝長会長】 それについては、特別委員会のほうで資料作成を命じられて、それが出てきているわけでしょうから、それについて提出をするということについてはご異存ございませんか。

【佐世保市久池井委員】 それは、私どもは別に構わないんじゃないかなと。合併をされるわけですから、2町の皆さんもそれぞれの町にどういった懸案事項があるのか、あるいは佐世保市もどういった懸案事項があるのかというのは知っていていいんじゃないかなと思いますので、別に構わないんじゃないかなと思うんですけれども。

【朝長会長】 ということでございますので、次回、それについては出させていただきます。

はい、どうぞ。

【江迎町松田委員】 江迎の松田ですが、ちょっと横道にそれますが、今の件に関連します。

先ほどの原則、すべては、すべてでお願いしたいということで、今、お話しのとおり、私がこの件でちょっとこの合併協議会のあり方、合併協議会の位置づけ、役割、決定事項はどのようになっているかということでお聞きしたいんですが、今の段階で聞いていいですか。次に聞くことを予定していたんですが、今、新聞の話とか出てきておりますから関連してきますので聞きたいんですが、これが済んでからにしますか。

【朝長会長】 いや、内容をおっしゃっていただいて、あと、整理します。どうぞおっしゃってください。

【江迎町松田委員】 実は、この合併協議会の位置づけ、役割、決定事項はどのようになっているかということでお聞きしたいんですが、その理由は、前回、平成20年9月30日第3回において提出されました特別職の身分の取扱いについて江迎町、鹿町町の常勤の特別職、教育長を含む身分の取扱いには1市2町の長が別に協議して定めるとということで、質疑はなく、その結果を受けて1市2町の長が別に協議をされて、江迎町においてはその協議結果の報告がなされております。江迎町の町民は合併に対して関心が高く、既に

町においては合併委員会の今までの結果報告を2カ所において開かれておるところでございます。

ところが、平成20年10月21日付の長崎新聞に、佐世保市と江迎、鹿町合併特別委員・町長等の身分の取扱い（合併協議会に定める）提案として、紙面に取り上げられておりました。そこで、記事の見出しにある佐世保市と江迎、鹿町合併特別委員とはだれを言うのか、この1点をお聞きします。

第2点は、市議会市町村合併調査特別委員会と、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の位置づけはどのようになっておるのか。

私は、第1回の合併協議会において、会長より合併協議会の役割ということでお話しを伺い、重責を感じておるところでございますが、新聞紙上には、合併について市議会市町村合併特別委員会の意見が取り上げられ、また、役所においては、特別委員会から同じ内容に近い調査依頼がたびたび来ているのを聞き及んでおります。このように2つの機関が別行動をしていることに疑問を感じております。佐世保市はどのようになっておるのか。本来ならば、合併に関する協議の進め方は、幹事会での協議を経て調整提案を協議会に提出し、審議を行い、決定するものになっておりますが、提案前に新聞報告がなされている例が多々あります。今後もこのような状態が続くとしたら、双方の行政機関の信頼関係に問題が起こらないのでしょうか。

以上、質問いたします。

【朝長会長】　ちょっと私のほうから初めにいいですか。後は、議会のことでございますので、議会のほうからも話があると思いますが、まずは、合併協議会が最終の議決機関であるということは、ご理解をいただけるんじゃないかなと思います。

特別委員会の位置づけでございますけれども、今、ここに議長を含めまして3人の委員さんが出てきておられますが、佐世保市議会には36名の議員さんがいらっしゃるわけですね。その意見を集約したものをこの場に持ってきて発言をされるということになりますので、どうしても事前に協議をして取りまとめをしないことには、個人の発言になってしまうということでございます。それを特別委員会のほうで委員長、副委員長がまとめておられるというようなことになりますので、合併協議会に持ってくる意見というものを取りまとめる場が特別委員会であるという位置づけだと私は理解をいたしておりますので、そういう意味では、確かに新聞報道かれこれが先走るということはあるかもしれませんが、この合併協議会で次に議論をしますよということについての佐世保市議会としての意見をまとめるという作業をやっていただいているということでご理解をいただきたいと思いませんし、その特別委員会自体は公開でございますので、マスコミにも完全に公開をされております。そういう公開をされている中での発言、あるいは資料等についてはマスコミ等も持っておられるんじゃないかと思えます。それをもとに記事を書かれる、あるいは報道されるということになりますので、そこについては報道機関の裁量、報道機関の考え方というものも当然入ってきているわけでございますので、新聞記事すべてが特別委員会の考え方、あるいは佐世保市議会の考え方ということではないんじゃないかと思っております。

どうぞ。

【佐世保市久池井委員】　1つの例を上げて今、お話がございましたけれども、その9月20日の分ですね、これは提案を受けて、持ち帰って、それぞれが協議をするという形

になると思います。そして、例えば今日、その議会の結論をそれぞれの委員会の市の結論を提案をするという形で運用されるんだと思っています。

それで、我々は、実は、協議会のあと特別委員会を2回実施をしております。例えば9月20日に提案された分を持ち帰って、委員会の中でどうだろう、この提案でいいか悪いか、どういうところをどうしようかというふうな論議をしながら協議会に持ってきているというふうに思っています。協議会で、じゃ、我々はその意見を言って、それが協議会でだめだということになれば、当然、その協議会の方針に従わないといけないわけですから、無理に我々の意見を通そうとか何とかということはございません。

それから、マスコミの件もそうですけれども、マスコミは我々特別委員会というのは、公開でやっておりますので、その中でいろいろな論議を聞いて知っておりますので、それを記事にするだけでございますので、我々がマスコミにそれをこうするよ、ああするよというお話をしたことは全くございません。そういう考え方というのは、特別委員会の中で論議をしておりますので、それをマスコミが取り上げて新聞記事にしているだけということで、最終的にはやはりこの協議会の中でどうあるべきかというのは粛々と進められてきたかというふうには、私どもは理解をいたして臨んでおりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

【朝長会長】 松田委員、そういうことでございますけれども、ご了承いただけますか。

【江迎町松田委員】 ちょっといいですか。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【江迎町松田委員】 今、ご説明がありましたから、いろいろ言ったらまた合併してもらえなかったら困りますのでこれでやめますが、ただ、この議員の先生方の意見というのは、ものすごく圧力になるんですよ。長崎新聞にさっき出たと言いましたね。これが出たら、ああ、これで決定しなかったらこれはだめだなという圧力になるということも知っておいてもらいたいと思います。

以上でございます。

【佐世保市久池井委員】 ちょっと誤解をしていただかないようにしておかないといけないから、我々佐世保市議会調査特別委員会ということで、推進特別委員会とまた違って、調査をしていっていい合併をしようということの中でやっていこうということですので、特別委員会の中では耳にさわらないいろいろなことをお聞きすることがあると思うんですけれども、悪意があってやっているわけじゃなくて、やはりお互いの町、市の利益、いろいろな状況を知った上で合併しましょうということの中でやっておりますので、そこら辺はしっかりとご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【朝長会長】 ありがとうございます。今、久池井委員から話があったように、そういう仕組みでございますので、申しわけございませんがこれについてはご理解をいただきたいと思います。

それで、話を戻したいと思うんですが、先ほど来22号議案につきまして財産・負債をすべて佐世保市に引き継ぐということでの議論になっているわけでございますけれども、これについてほかにご意見ございませんか。

じゃ、まず、鹿町町のほうのご意見をお聞きいたしましょうか。どうぞ、宮田委員。

【鹿町町宮田委員】 鹿町町の宮田でございます。

先ほどから問題になっておりますこのすべてという言葉は原則としてという言葉に改めて提案をしたいという佐世保市議会さんのご意見でございますけれども、すべてを受け継ぐとして変えるかどうかの問題は、この協議事項がいつから効力を発するかという問題とかかわってくるんじゃないかと感じます。というのは、私どもは、先ほど事務局がご説明になったとおり、合併と同時に鹿町町、江迎町は法人格がなくなるわけですから、原則として引き継いでもらえなかった部分をどうするかとなると、その手段を持たないわけでございます。ですから、今、委員さんがおっしゃったとおり、すべてということを経験として置きかえる意味としては、新市に課題をできるだけ引き継がないようにしてきてくださいという意味があるんだとおっしゃっておられますので、そのことは十分理解できますし、当然、江迎町さんも、また鹿町も、そのように現場も私どもも努力をしていると思います。ですから、それまでの経過として、可能なものについては旧町でできるだけ処理をしてきなさいということは、佐世保市さんからのご意見として真摯に受けとめるべきであって、この決めたことについては、やはり合併したときから、合併後についてのことを話し合っていくわけですから、合併したときには、結果としてすべてを佐世保市に引き継いでもらうという形にならないと手段がないんじゃないかと私は感じます。ですから、この言葉につきましては、すべてという言葉をお願いをしたいと思います。

【朝長会長】 ほかにご意見はございませんか。高尾委員。

【広域 高尾委員】 市議会のほうから趣旨ご説明がありまして、最終的にはすべてというふうに持っていくんだ。途中で、それまでもろもろの整理をしていくという意味合いを持って原則というお話がございました。それから、一方では、原則以外についてのものについての取扱いがここで文書になってしまうと、後々、いわゆる禍根を残すというようなお話だったかと思います。

私の見解は、すべて佐世保市に引き継ぐというのを、原則として引き継ぐということに変更したいというご意見のご趣旨はよくわかりますけれども、合併によりまして江迎町、鹿町町が消滅してしまいますので、地方自治法上は、合併後の団体がすべてを引き継ぐ以外に方法はないと考えておるところでございます。

【朝長会長】 ほかにご意見がないようでしたら、私のほうで調整をさせていただきたいと思うんですけれども、佐世保市議会からのご提案というのは、現時点でということが1つの考え方の中にあるんですね。協定書にはすべてと書かないと効力を発しないし、総務省のほうもおそらくこれは認めないというような形になると思うんです。ですから、最終的に調印をするときには、これはすべてと書いておかないといけないと思うんですが、先ほど久池井委員がおっしゃっているように、現時点ではまだまだいろいろ協議することもありますよということで、もうしばらく様子を見たいというお気持ちが強いんじゃないかなと思いますので、第22号議案につきましては今しばらく時間をいただいて、継続協議ということにさせていただく。その間に、佐世保市議会でのほうの考え方も再度まとめさせていただくということでご提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 では、そういうふうなことで、これは継続協議にさせていただきます。

協議第 2 3 号

【朝長会長】 それでは、次に、協議第 2 3 号「特別職の身分の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 資料の 1 9 ページでございます。時間が大分押しておりますので簡単に説明させていただくことをお許してください。

協議第 2 3 号「特別職の身分の取扱い」についてでございますが、江迎町、鹿町町の常勤の特別職(教育長を含む。)の身分の取扱いについては、1 市 2 町の長が別に協議して定めるといってご提案申し上げております。詳しくは前回説明しておりますので、このようにご協議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

【朝長会長】 この件につきましてご質問、ご意見ございませんか。

松尾委員。

【佐世保市松尾委員】 佐世保の松尾です。

特別職の身分の取扱いについてご提案いたします。

本件につきましては、本文では 1 市 2 町の長が別に協議して定めるとなっておりますが、最終的には本合併協議会において定める必要があるという考え方から、1 市 2 町の長が協議し、その協議結果については合併協議会で協議して定めると修正をされたほうがいいんじゃないかということで提案いたします。

【朝長会長】 ありがとうございます。

今、佐世保市議会のほうから、1 市 2 町の長が別に協議して定めるといって調整方針案について、1 市 2 町の長が協議し、その協議結果については合併協議会で協議して定めるといって修正をしたほうがいいのではないかと提案が出されております。この件につきましては、基本的には、当然、これは合併協議会で最終的には決めるというのが当たり前でございますので、ちょっと表現の中で舌足らずのところがあるのかなというふうな感じもしますが、これはそういうことで取りまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 これにつきましては、両町長さんとお話しもさせていただいております。全く深意はないというような強い決意を持っていらっしゃるんで、その辺は今言うべきことでないのかもしれませんが、お任せをいただきたいと思っております。後日、この件につきましては両町長さんとお話し合いをいたしまして、最終的に協議に諮らせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま修正案が佐世保市の議会代表委員より出されましたので、この件につきましては修正案ということで修正をさせていただきます。よろしくお願ひしましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ありがとうございます。

協議第 2 4 号

【朝長会長】 それでは次に、協議第 2 4 号「条例・規則等の取扱い」についてを議題

といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 21ページをお願いいたします。協議第24号「条例・規則等の取扱い」についてであります。条例・規則等の取扱いにつきましては、佐世保市の条例・規則等を適用しましょう。ただし、江迎町、鹿町町のみ適用のある条例、あるいは規則等のうち、佐世保市に引き継ぐものにつきましては現行の例によって新たに条例・規則等を制定をします。各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則等につきましては、その調整等を踏まえて所要の改正を行うものとするということで、理由に掲げておりますように、編入合併の場合につきましては、編入される江迎町、鹿町町の条例・規則は失効いたしまして、編入をする佐世保市の条例・規則等に統一されるというのが基本的な考え方であるからでございます。このようなことをご協議をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

【朝長会長】 ただいまの事務局の説明について、何かご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ご意見ございませんですね。

それでは、協議第24号「条例・規則等の取扱い」については、原案のとおり決定をいたします。

協議第25-1号

【朝長会長】 それでは、次に、協議第25-1号「一部事務組合・広域連合の取扱い(その1)」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 25ページでございますけれども、協議第25-1号「一部事務組合・広域連合の取扱い(その1)」についてでございます。

今回の提案は、松浦地区火葬場組合、それから、それにかかわります火葬料の補助金についての提案ということで、まず、松浦地区火葬場組合の取扱いについてであります。江迎町、鹿町町は、松浦地区火葬場組合と協議を経た上で、合併の前日をもって火葬場組合を脱退をして、以降、佐世保市においてその事務を行うということでございます。

ご承知のように佐世保市は西部芳世苑の建替えも完了いたしまして準備体制を整えております。佐世保市でこれはできますのでということでございます。

しかしながら、一方で、町民の皆様は今、松浦斎苑を長く使っていらっしゃると思いますし、三日参り、その他の議論が出たところでございます。したがって、この松浦地区の火葬場組合をお使いになられる方につきましては、5カ年間について合併経過措置として火葬料補助金を適用していただきますというような内容でございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、協議第25-1号「一部事務組合・広域連合の取扱い(その1)」については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

協議第26-1号

【朝長会長】 次に、協議第26-1号「使用料・手数料の取扱い(その1)」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 31ページをお願いいたします。協議第26-1号「使用料・手数料の取扱い(その1)」についてであります。

基本的な方針といたしまして、使用料・手数料は住民負担に配慮しつつ、新市の速やかな一体性の確保のため、原則として佐世保市の制度に統一をいたします。ただし、江迎町、鹿町町の住民への影響が大きいものにつきましては、経過措置を講ずるものとしましょう。住民生活にかかわります主要な使用料・手数料の取扱いについては5件、ここでは提案をさせていただいておりますけれども、戸籍・住民票・税証明などの交付手数料から5番目の下水道使用料・受益者負担金について個別に調整方針を定めるものでございます。

32ページをお願いいたします。

まず、1つが戸籍・住民票・税証明などの交付手数料。これは、特に鹿町町におきまして税関係の手数料が200円、佐世保市、江迎町が300円と差があるということもございしますが、佐世保市の制度に合わせます。ただし、合併に伴います江迎町、鹿町町住民の方々の印鑑証明登録証の切りかえは無料とします。これは、100円の差、もっと高いものもございしますが、これにつきましては、年に1、2度という形におきまして利用しますようなことが多うございしますので、佐世保市に合わせて差し支えがないかということで提案をしているものでございます。

2番目、保育所の保育料であります。佐世保市の基準額に合わせます。ただし、合併年度は1市2町それぞれの保育料基準額を適用しようということにいたしております。前にもご説明申し上げましたけれども、所得階層によって違いますが、相対的に2町の保育料のほうが住民負担が少ないという状況もあります。しかしながら、今、説明申し上げましたように、両町におきましては、21年度に向けまして佐世保市の保育料に近いような線で保育料の改定も行ってきていらっしゃるし、その差がずっと縮小して少なくなる。当然、影響が出てくる住民の方々がいらっしゃいますけれども、これも佐世保市の基準に合わせることはやむを得ないんじゃないかということで、佐世保市の制度に合わせます。合併年度というのは21年度中のこととございますから、ほとんど期間はないということでご理解をお願いしたいと思います。

次に33ページ、各種検診の自己負担金についてでございます。検診につきましてはの自己負担は総じて佐世保市のほうが高うございますけれども、検診の種類、対象者、無料の対象者の範囲など、前回は詳しく説明申し上げましたが、相対的に見れば決して佐世保市の制度は劣ってない。そういう中で、佐世保市の事業に合わせるとするものでございます。

次に4番目、上水道料金加入金でございます。上水道料金につきましては、江迎町におきまして、34³までは佐世保市が安い、それを超えますと佐世保市のほうが高くなります。鹿町町のほうは、21³までは佐世保市が安くなって、それを超えますと佐世保市の制度を適用いたしますと相対的に高くなります。1世帯でいきますと、そこに書いておりますように、佐世保市が1カ月平均14.6³、江迎15.1³、鹿町16.8³というこ

とで、大体14ないし16³の間で使われておりますので、各世帯の水道料金としては、基本的には下がります。

しかしながら、前回は説明申し上げましたように、大口の利用者につきましては他都市よりも100万、200万単位で年間水道料金が上がられる。あるいは、ケースによりましては2,000万近い負担増になるというようなケースもございます。これらについて幹事会の中でも十分議論させていただきまして、何らかの手だてができないのかということも論議をいたしましたけれども、4町と佐世保市が合併する際にも、例えば小佐々町の例でいきましてやはり2,000万強の水道料金が上がったということもございましたが、佐世保市の制度に合わせた経過がございます。100万、200万という水道料金の増加につきましては、それ以外の吉井町、あるいは世知原町等々におきましても事例が出てきております。したがって、それらを総合的に勘案して、企業のほうに大変になられる方もいらっしゃるということも想定できますけれども、総体的にいたしますと、やはり一律に佐世保市の制度に合わせるということで提案をしているものでございます。

次、加入金につきましては、佐世保市の制度を適用します。佐世保市の制度を適用いたしますと、両町の住民の皆様は払う必要が出てまいりますけれども、今、いらっしゃる方につきましては、既に入っているという前提のもとに、今後新たに入られる方について加入料を適用させていただく。

それから、下水道使用料・受益者負担金も、上水道同様に金額によって一定のところまでは佐世保市が安く、一定量を超えると高くなる。一般家庭でいきますと総じて安くなりますので、これも佐世保市の制度に合わせるということにいたしたいと思っております。

それから、下水道受益者負担金につきましては、佐世保市のやり方と江迎町のやり方が違い、なかなか一本化ができないということで、江迎町の受益者負担金の分につきましては、1つの負担というふうに考えまして整理をしていくということの提案でございます。

以上、使用料・手数料についてご提案申し上げますのでよろしくご審議方お願いしたいと思います。以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

宮田委員。

【鹿町町宮田委員】 鹿町町の宮田でございます。水道料の使用料の件でお尋ね、並びに結果的にご要望になるかと思うんですが、発言をさせていただきたいと存じます。

ただいま事務局の方から説明がありましたし、前回の提案のときにも説明がありましたので十分なお説明はいただいたとは思いますが、現実として、佐世保市と合併をした暁にかなり大きく水道料が上がってしまうという事態が発生する部分があります。上水道の場合で全体の9割の方はむしろ安くなるというご説明でございますが、残り1割の部分については、佐世保市の算定基準でいくと高くなってしまいます。一番最たるものは、当町にあります企業が年間で2,000万ほど増える。やはりこれは大きな数字だと思います。当然、一企業、一個人だけを優遇するということではできませんので、そういった願いはもちろんですけれども、例えば、先ほど松浦の斎場の使用料関係で5年間ほど2分の1を補助しますということが決定されましたけれども、今回のこの提案についても江迎町及び鹿町町の住民への影響が大きいものについては、経過措置を講ずるものとする提案

をしてありますので、企業といえども町民でございますので、合併した暁に水道料が上がるものについては何年間かの経過措置を、これは1社とか2社ということではなく全体的に経過措置を講ずるということがまずできないものかというお願いも含めまして、再度ご説明をお願いしたいと存じます。

【朝長会長】 事務局、お願いします。

【事務局】 気持ちは十分わかるところでございます。幹事会の議論の中でも、それは非常に大きな議論としてなっており、おっしゃるとおりであります。しかしながら、委員の皆様ご承知のように、佐世保市の水道事業は独立採算制で企業体として会計としてやっております。そういう中で、公平性の面からも特定のところに経過措置を設けるとか、非常に気持的にはやりたいんですけどもできないというのが現状でございます。したがって、経過措置を設けるとするのは、大変申しわけないんですけども困難であると言わざるを得ません。

ただ、どういったことができるのかはわかりませんが、水道と企業という視点ではなくて企業振興という視点の中で、例えば、佐世保市の中には企業立地・観光物産振興局もございますし、農水商工部もございます。そういう中で、企業振興を図るセクションもございますので、そういう中の支援策の中で何らかの形で振興策がとれるものか、あるのかないのか、そこら辺を関係の局、あるいは部のほうにお尋ねをしてみて、もし少しでもそういう支援措置があるのであれば、そういうこともご紹介することができないのか。その場合でも、なかったら申しわけございませんけれども、できるだけ手だてはしていきたいと思いますが、経過措置を特定の企業の皆様にさせていただくというのは非常に困難というのがお答えでございます。

以上、大変つらいお答えでございますが、よろしくご理解方お願いしたいと思います。

【朝長会長】 宮田委員。

【鹿町町宮田委員】 ただいまのご説明、私も大変よくわかります。

今のところでちょっと訂正をさせていただきたいんですけども、今、私は、特定の個人だけに経過措置をお願いすることはできないので、全体的に上がる人については経過措置ということが考えられないかということをご質問したわけでございますので、特定の企業への経過措置という優遇をお願いしているわけではないので、その点は私の説明不足であれば、十分ご理解をお願いしたいと思います。

その経過措置が難しいとなると、例えば、今おっしゃった企業立地の面から何か救済策があるのかどうか、その点からもう少し説明があればお願いをしたいと思います。

【事務局】 事務局でございます。すみません、特定のということではなくて、答弁が舌足らずでございましておわび申し上げます。

実は、全体的な中での経過措置のお話もございました。大変ご議論の末であります、当然、佐世保市は今まで、平成17年4月、あるいは18年3月に吉井町、世知原町、宇久町、小佐々町と合併を実現してまいりました。その中で、措置をとっていきいたいということもございまして、ただ、地域ごとにどうしてもそういうことをやると格差が出るんですね。例えば、今後、4町及び旧市内の分までそうしていくんですかという議論があったときに、佐世保市の全体の財政状況等を勘察した場合に、やはりそれは苦しいのかなということで、直接そういった議論はございませんでしたが、そのような視点で幹事会の中で

も整理されたんじゃないかなと事務局ではとらえておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、企業立地、あるいは企業振興という視点での支援措置につきましては、今日は局長と部長が関係する案件がございませんので来ておりませんので、ぜひ事務局から局長、部長のほうに伝えて、何らかの支援策がないかを検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

【鹿町町宮田委員】 この企業立地関係について答弁をできる担当者の方が今日はおいででないということですので、私としてもどこまでお答えを期待して申し上げていいのかわかりませんが、それでは局長さんにぜひお伝えを願いたいということでこれからの発言をさせていただきたいと思います。

私もつたないながらお調べさせていただいたところ、佐世保市さんは企業立地奨励金ということで平成18年10月から新しい佐世保市独自の制度を設けておられるようでございます。どういう中身かと申しますと、今回、私が申し上げておりますこのA企業につきましては製造業に該当しますので製造業について申しますと、1億円以上の投資をして、なおかつ10名以上新規の常用の雇用者を出した場合に限り6,500万円を上限として奨励金を交付します。もし該当するとすれば、こういった佐世保市さんの奨励金があるんじゃないかということ調べてみたんですけども、例えば、この経済事情の中で新規の雇用を10名以上確保するとか、あるいは1億円の投資をするとかというのは、非常に厳しい条件ではないかと思えます。ですから、今回の合併に当たって、私ども鹿町の側からこういう問題が出てきましたことをきっかけにして、当然、佐世保市さんの制度については、私どものほうからいろいろ申し上げることはできないんですけども、本町の企業に直接かかわることですので、今後、合併した暁にこういった地元企業を、企業誘致という観点から、企業が水道の面でネックになってここに入ってこれないということが生じないように、できるだけ何らかの措置を講じるような対策をお願いできないかということをお願いしたいと思います。

特に、皆様方もご承知のとおり、鹿町町は一時期炭鉱の産業が盛んでございまして、現在は人口5,300人ですけれども、一時期2万5,000人ぐらい炭鉱のおかげで人口がいたという時代がありました。それが、炭鉱が全部閉山をしまして、本町は昭和40年代に企業誘致ということであちこちの企業さんにぜひうちにきてくださいということでお願いをして、企業を誘致したという経緯がございます。聞くところによりますと、このA社につきましても、どうも本町が、ぜひ来てくださいということで昭和40年代に企業誘致で誘致した企業の1つということでございます。それからもう30年もたっておりますから、本町がどこまでそれについて責任を負うのかということについては、非常に時間という微妙な経過がございますので難しい問題でございますけれども、やはり合併ということになれば2,000万という負担増はなかったわけでございますので、当然、合併というのは私どもがお願いをしておりますから、ぜひしていかなければいけないことなんですけど、そういう社会情勢の変化によって一企業が大きく急に異変が起こることになりますと、なかなか対応が難しゅうございますので、ぜひ企業誘致施策なり何らかの形で救済策がとれないものかどうか、ぜひ今後ご検討をお願いをしたいという要望を強く申し上げた

と思います。どうぞ局長さん、部長さんによろしくお取り次ぎをお願いをいたします。
以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

今日、局長、部長が来ていないということでまことに申しわけないんですが、副市長も答弁できないと思いますので、私のほうで答弁させていただきますが、宮田委員がおっしゃることはよく理解はできます。誘致企業ということでお伺いをいたしておりますので、何とか佐世保市の誘致企業の誘致をする場合に、水源対策というようなことでの1つの制度もあるようでございますので、その適用ができるのかできないのか、その辺検討もしてみたいと思います。

そういうことで、確かに一企業が2,000万の負担が増えるということで利益がなくなる、そして会社の存続がどういうふうになるかということについては、真剣に考えなければいけないことじゃないのかなと思っております。ですから、水源を確保するための新しい投資をされるということでは井戸を掘られるとか、あるいは水の循環がスムーズにいくようなそういう設備をされるということに関して、これは個別になるとは思いますけれども、事情をよくお伺いしながら、当てはまるのかどうかというようなことについて検討させていただきたいと思います。

ほか、ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、協議第26-1号「使用料・手数料の取扱い(その1)」については、原案のとおり決定してよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

協議第27号

【朝長会長】 次に、協議第27号「附属機関等の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 57ページをお願いいたします。

協議第27号「附属機関等の取扱い」についてであります。1市2町に置かれている附属機関等は、原則として佐世保市に統合するものとする。なお、両町独自に置かれている附属機関につきましては、実態を考慮した上で新市において必要に応じて設置をするものとする。附属機関等の委員構成につきましても、必要に応じて両町の地域性に配慮した適切な措置を講ずるものとするということにいたしております。

具体的に、前にも説明申し上げましたが、60ページ以降に、今、1市2町でどのような附属機関等があるのかというのを示しておりますが、非常にたくさんございます。佐世保市の場合は、いろいろな各界の代表者で構成されるような審議会等が多々ございます。地域性を持ったものというのは非常に少ないんですが、それでも地域からの意見を拝見するというようなことで必要な審議会につきましてはそのような配慮をしていきたいと思います。ただ、同じようなものについては1つにまとめようというようなことでの提案でございます。よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について何かご質問、ご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ご意見がございませんようですので、それでは、協議第27号「附属機関等の取扱い」については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

協議第28 - 1号

【朝長会長】 次に、協議第28 - 1号「補助金・交付金等の取扱い(その1)」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 75ページをお願いいたします。協議第28 - 1号「補助金・交付金等の取扱い(その1)」についてでございます。

まず、総括的な方針でありますけれども、補助金(交付金等を含む。)につきましても、過去の経緯・実情を踏まえつつ、その公益上の必要性や内容を検討した上で、次のとおり調整を行います。

1つは、同一または同種の補助金制度につきましても、原則として整理・統合をする。2番目として、独自の補助金制度については、他の補助金制度との均衡を考慮しながら調整をいたします。なお、主要な補助金、交付金等については別紙のとおりということで、今回、そのうちでは2件上げさせていただいております。1つが遠距離通学費の補助金、2つ目が合併浄化槽の補助金でございます。

76ページをお願いいたします。

まず、遠距離通学費補助金につきましては、これは鹿町町にかかわりません補助になります。江迎町、佐世保市では、基本的に佐世保市のほうがサービスを上回っているということで、鹿町町の場合につきましては、そこに書いておりますように小学生については4キロ未満、中学生で6キロ未満の生徒さん方にも補助をなさっていると、そこが大きな違いでございます。一挙に佐世保市に合わせてしまいますと、影響が大きいということもございまして、3カ年間経過措置を設けまして、合併年度及びそれに続く3カ年間になるわけでございますけれども、その間は今の鹿町町が補助していらっしゃるのをそのまま経過措置としてやりましょう。ただし、4キロメートル以上で保護者のご負担は500円という分がでございます。その残額を補助されていたんですけども、これについては4分の3の補助に統一をさせていただきませんが、これは第2子以降の方々でございます。したがって、1つが、そこに書いておりますように、当該学校に在籍する期間のみそうします。2つ目が、2子以降の皆様につきましても4分の3の補助で統一をいたしましょう。3つ目として、申請による補助方針に変えましょう。このようなことで3カ年間の経過措置を設けて、それ以降につきましては佐世保市に合わせていきたいと思います。

合併浄化槽補助金についてであります。方針といたしましては、佐世保市の制度に合わせる。まず、1市2町の補助の違いでございますが、もともとこの合併浄化槽の補助金は国の補助制度でもございますので、基本はそう変わっておりません。ただ、両町の場合

は、申請者居住住宅以外の方も全額補助をされているのに対し、佐世保市はその半額しか補助がありませんということが違います。しかしながら、今申しあげました全額と半額補助の分につきましては、例えば81ページ、一番右下でございますけれども、江迎町の場合に申請者居住住宅以外の方というのはここ3年間で1件しかございませんし、83ページも同じように、鹿町町の場合につきましても3年間で1件しかない状態でございますのでほぼ影響がないだろうということで、このように佐世保市に合わせるということで提案しているものでございます。

以上、よろしくご審議方お願い申し上げます。

【朝長会長】 ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【鹿町町熊谷委員】 ちょっとよろしいでしょうか。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【鹿町町熊谷委員】 鹿町町の熊谷でございます。

この遠距離通学で、4キロ未満、それから6キロ未満で補助がある理由をひとつ皆さんにお知らせしたいと思っておりますが、まず、鹿町町といいますのは、非常に山あり、細い道ありですので、例えば中学校の場合を例に挙げますと、以前は近くにあったんですね。10年前に移ったんですが、そのときになりますと、通学路が変わります。そうしますと、朝、通勤の車が非常に多い時期に歩道のない道を歩く。それから、大体部活動を終わって帰りますと真っ暗になって帰る。そういった中を子供たちを歩かせるわけにはいかないというのが1つあります。いろいろな事件もあちこちで起きておりますし、鹿町町でそういうものがあってもらっては困るというのが1つあります。交通事故の問題もある。県のほうにも歩道をつくってほしいというようなお願いもしているはずなんです、なかなかできない。だから、そういった面で非常に危険な場所である。

それから、歌ヶ浦地区だけじゃなくて鹿町地区に行きましても、やっぱり山の道が同じような状態。バス停から降りてからも、狭い道を歩く子供たちがたくさんいます。そういった子供たちをどうやって保護するか。やはり町としてできるのが、バス通学を使って来ていただくのが一番安全な方法ではないだろうかということで、今まで続いておりますが、経過措置3年いただいたということは、非常にうれしいことです。

できましたら、歩道の整備など、それから防犯灯の設置、そういったものを今から急いでいかなければいけないと思っておりますが、合併まで間に合わないならば、合併後にぜひそういった整備のほうも子供たちの安全のためにやってほしい。ひとつお願いでございますが、こういった事情もあるということをご皆さんに知っていただきたいということです。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。教育委員会ですか。

【教育部会】 教育委員会でございます。

安全の確保のために今、そうしたことで出されているということは、通学路の安全な確保というのは、当然、学校の子供たちをいかに学校まで届け、また、帰りに無事に自宅まで届けるか、これも1つの我々教育委員会、また保護者の務めであろうと考えています。

したがって、これについては、佐世保市内で完全にそこが区画されているかといいますとそうでもない。当然、私のほうにも山あり谷ありという場所もございまして、非常

にそこについての安全の配慮をしなければいけないということで、私たちも気を配っているところでございます。

今後、当然、合併後には、そうしてまだ未整備のところについては十分配慮しながら、どうあるべきかということの比較をしたい。または、保護者の皆様とご協議をさせていただきながら、検討をよりよい方向にさせていただきたいと思っております。

教育委員会からは以上でございます。

【朝長会長】 ほかはございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、一応、この件につきましてはご要望を聞きおくということにしておきたいと思えます。それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、ご異議がないようでございますので、協議第28-1号「補助金・交付金等の取扱い(その1)」については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

以上で、協議事項につきましては終了をいたします。

ここで休息をとりたいと思えます。再開が3時55分でいいですか。3時55分に再開をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(午後3時40分休憩)

(午後3時55分再開)

【朝長会長】 それでは、会議を再開いたします。

(4) 提案事項

協議第26-2号

【朝長会長】 次に、提案事項に入りますが、これから提案される案件は、本日の提案を聞いた上で、次回協議会で議論し、決定していくこととなります。本日は事務局の説明を聞いていただいて、不明な点やご意見などを出していただければと存じます。今回は、会議次第にお示ししておりますように7件を提案しております。内容的にボリュームがあるようですので、1件ごとに進めたいと思えます。

それでは、協議第26-2号「使用料・手数料の取扱い(その2)」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 今度は「第4回協議会次第」をお願いいたします。61ページものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。協議第26-2号「使用料・手数料の取扱い(その2)」でございます。今回は、公営住宅使用料についてご提案を申し上げます。総括的な内容は前と一緒にございますので省略をさせていただきますが、公営住宅使用料について4ページをお願いいたします。

まず、公営住宅使用料の調整方針でございますけれども、佐世保市の制度に合わせます。ただし、合併後5年間減額措置を講じて、現行の家賃が増額しないようにします。その後、見直しを検討していきますというような提案でございます。

この件につきましては、わかりやすく言いますと、合併後の5年間につきましては今の家賃を据え置きましようということでございます。その後、佐世保市に合わせる方法をどのような見直しにしていくのかということで提案をしているものでございまして、どうしてこういう提案をするかと申し上げますと、その参考の に書いておりますけれども、この公営住宅使用料というものは、家賃算定について方法が決まっております、5ページを見ていただきたいと思います。左側の下のほうに家賃算定における係数の相違についてというものを書いておりますが、公営住宅の家賃がどのように算定されるかといいますと、まず、家賃算定の基礎額がありまして、それに対して市町村の立地係数を掛けます。それと、どのような規模なのかという規模を掛けまして、どれくらい年数がたっているのかという係数を掛けまして、利便性がどの程度なのかというのを掛けて算定をしているわけでございます。その算定の一番の基礎となります立地係数というのがございまして、この立地係数というのはその場所によってそれぞれ違います。佐世保市の場合はこの立地係数が0.85でございます。江迎町、それから、次のページにございますが、鹿町町におきましては、これが0.7ということです。合併して、建物も全然変わらない、場所も変わらないのに、佐世保市と合併をいたしますと係数が0.85に上がりますので合わせます。大きな影響が出てくるということになります。したがって、5年間は家賃を据え置きましよう。その後、見直しを検討していきます。そして、佐世保市に合わせていきたいと思います。両町にお伺いしておりますと、この公営住宅にお住まいの方が全人口の2割ぐらいの方々がお住まいになっていらっしゃるという状況で、対象となっている方も非常に多いという中で、幹事会の中でもいろいろ議論があったんですが、このような調整方針で提案をいたしております。

ただ、家賃を据え置くと申しましても、例えば、私の収入が今まで300万あった中で家賃が2万5,000円だったとします。私が頑張って仕事をしまして350万円に上がりましたら、もう1ランク上の家賃設定になります。収入が上がったことによって上がるということはありません。したがって、今の家賃がそのまま継続されるということではない。その収入の上がり下がりによってまた家賃は変わってくることもございますということと、もう一つ、公営住宅法自体の全国的な改正があれば、それはそのまま適用しないといけないというのがございます。立地係数にかかわる分にはそのような取扱いをするんだということをお願いをしたいと思います。

それから、また4ページに戻っていただきますが、実は、公営住宅には駐車場の問題がございます。駐車場は、それぞれ佐世保市、江迎町、鹿町町とも若干違いまして、佐世保市の場合は1,500円から5,000円まで、場所によって料金が若干違いがございますが、必ず駐車料金もとらせていただいております。江迎町さんにおきましては、特段とっていらっしゃらない状況。鹿町町さんにおきましては、場所によってはとられているケースもあればとっていらっしゃらないケースもあります。これについては、佐世保市の制度を適用させていただきます。他都市と公平性を確保する点もございまして、駐車料金は合併と同時に佐世保市に合わせてとらせていただきますということでございます。

それから、もう1つお伝えしておかなければならないことがあるんですが、実は、それぞれ町営住宅につきましては、共益費等を町のほうで集めていただいて処理をなさっていると伺いしております。佐世保市はすべて自治会、例えばその住宅の中で1つの会をつくっていただきまして、そこで集めていただいて処理をしている。共益費の扱いも違いますので、これも合併と同時に佐世保市のほうに合わせさせていただきたいということの提案でございます。したがって、そういう準備、あるいは告知をきっちりやっけていながら、影響が出ないように調整していきましょうというのがこの精神でございますので、そういう中でご理解をいただければと思います。

住宅使用料は以上でございます。

【朝長会長】 ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

協議第28-2号

【朝長会長】 ないようでございますので、次に、協議第28-2号「補助金・交付金等の取扱い(その2)」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 7ページをお願いいたします。「補助金・交付金等の取扱い(その2)」でございます。今回は、その別紙項目という欄に掲げておりますように、1番目の防犯灯の設置及び電灯料に対する補助金から5番目のパールマラソン大会補助金、この5件につきましてご提案を申し上げたいと思っております。

8ページをお願いいたします。まず、第1点目の防犯灯の設置、電灯料に対する補助金でございますが、まず、調整方針をご説明する前に、防犯灯の補助金はどのようになっているかを先に説明申し上げたいと思っております。参考の真ん中の欄を見ていただきたいんですけども、防犯灯設置そのものに対してどういった状況であるのか、修繕に対してはどうしているのかという整理で分けて行っておりますが、佐世保市の場合は防犯協会を經由して町内会へ補助をして2万5,000円を限度にやっております。防犯協会と申しますのは、各警察署の管内でそれぞれ防犯協会がございますけれども、そこを經由して町内会へ補助するというところでございます。修繕につきましては補助を行っておりません。一方、江迎町、鹿町町であります。防犯灯につきましては町が設置をして、維持管理をされていると。ただ、江迎町につきましては、下の電灯料の欄にも掲げてありますように、地区の関係の分もございます。鹿町町は、すべてが今、町の管理ということで、設置もするし、修繕もするというようなことでこれまで進められてきた経過がございます。

これについては、佐世保市の制度に合わせます。ただし、防犯灯の設置につきましては、先ほど申し上げました防犯協会ですね。これは、佐世保市管内の防犯協会に入会するなど準備がまず整った段階で佐世保市の制度に合わせましょう、それまでの間は直接、地区の町内会のほうに補助することに切りかえますということでございます。したがって、今、町のほうで設置、管理をなさっている分については、町内会、地区のほうに移行させていただきますということになります。そうしますと、地区長、地区の方々に一定のご負担も出てくるかもしれませんが、全市的な一体化を考えますとそのように移行していただくということで進めさせていただきたいと思っております。したがって、維持管理に

つきましては、町の管理から地区の管理へ移行させていただきます。

次に電灯料でございます。電灯料は、佐世保市は前年度実績の10割を補助している。ほとんど電灯料は佐世保市が見させていただいておりますので、江迎町地区管理の方々についてはプラスになります。ただ、もともと町が管理していらっしゃる分については、地区のほうで管理をしていただくという形になるということでご理解をしていただければと思います。

以上が、防犯灯、それから電灯料に対する補助金の調整でございます。

9ページ、自治会等集会所等施設整備補助金ということで、いわゆる佐世保市で言いますと町内会、自治会、公民館で持っていたら公民館、あるいは集会所、町でいきますと地区公民館と多分呼んでいたらと思いますけれども、そこに対する補助制度の調整でございまして、まず、こういった状況にあるかと申し上げますと、佐世保市は、地区集会所を新築する場合に3分の1補助で500万が限度、増改築、修繕が同じく補助率はすべて3分の1でございますけれども166万円。それから、そこに掲げておりますように、上下水道整備から掲示板まで限度額をこのような形の中で実施をしております。江迎町におきましては、補助率が新築、増改築、修繕について2分の1補助で、それぞれ限度額は200万ということになっております。ただ、公共下水道に伴いますトイレ改修につきましては10割ですから、100%の100万を限度として補助を行っていらっしゃる。鹿町町におきましては、新築、増改築、修繕が補助対象になっておりまして、非常に補助が厚く、新築について7割まで補助、限度額もかなり高い中で設定をしてある。増改築については2分の1補助ということになっております。限度額もないということで、それぞれその市、町の特徴に応じて中身が違うということになります。

これにつきましの調整方針であります。佐世保市の制度に合わせます。ただし、江迎町の補助金については、合併年度及びそれに続く5年間は経過措置を設けて、今の江迎町の制度をそのまま適用させていただくということにしております。そうしますと、鹿町町のほうが補助の程度は高いのに鹿町町については経過措置を設けないんですかという議論が出てまいります。

16ページ、17ページを見ていただきたいんですが、よろしゅうございましょうか。ここに鹿町町の集会所施設の一覧表ということで17ページにお示しをしております。鹿町町の集会所施設につきましては、上から3番目、北鹿町地区の公民館が昭和31年に建築されておりまして、ここが一番古いんですが、大体平成に入られて建築され、まだ新しい施設が多いとお伺いしております。16ページの資料の一番右側の上のほうに課題・問題点とありますが、今、鹿町町のこの集会所施設、自治会に当たりますが、16でございますけれども、ほとんどが今、早急に建築、あるいは急をようすところはないということで、町のほうから報告をいただいておりますので、そのような状況でありますので、経過措置を講じなくてもいけるのではないかとということが専門部会でも議論され、幹事会でもそういうことにしようとなりました。

14ページ、15ページを見ていただきたいんですが、一方、江迎町につきましては、特に、公共下水道への接続でございます。15ページの施設一覧を見ていただきたいんですが、一番左側に下水と書いている欄がございます。黒丸と白丸がございますが、黒丸の部分については既にこの公民館、地区公民館に下水道がもう接続済みの分でございます。

ます。今後、下水道の接続が必要となるということが見込まれるのが、真ん中の付近にございます田の元地区、次の次の東の木地区、一番下の岩下地区となっております。この中で、1カ所につきましては、21年度に接続予定ということがございまして、22年度以降になりまして接続予定が2カ所の公民館です。既に、この黒丸でお示ししてあるようなところにつきましては、この10割補助を使いましてなさっていますから、その公平性を確保するためにも、今後、公共下水道接続予定のところの一定の配慮が必要であるということから、9ページに戻りますけれども、江迎町の補助金については5カ年間この旧町の制度を設けるという調整をするものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。3番目、教育・文化・体育関係補助金についてでございます。実は、教育・文化・体育関係の補助金が一番佐世保市と江迎町、鹿町町の違いがあるんでございまして、佐世保市は教育・文化関係の補助金というのはほとんどやっております。一方、両町におきましては、いろいろな観点から補助をなさっている現状がございまして。

資料の18ページを見ていただきたいんですが、そこに今、教育・文化関係の補助金の調整ということで書かせていただいておりますけれども、江迎町、鹿町町、例えば江迎町におきましては、大きく区分を社会教育、スポーツ振興に分けますと、社会教育の中で補助金として、例えば、20年度予算ベースで文化協会に対する補助金は29万2,000円なさっている。それから、地域のいろいろな伝統的なものであります祇園太鼓でありますとか、獅子舞太鼓、その他このようなことに対しても地域資源を保存していこうというスタンスの中で支援補助をなさっておったり、公民館まつり等の開催につきましても支援をする、音楽祭、400歳ソフトボールほか、青少年健全育成補助金につきましてもこの3項目に掲げておりますような補助をなさっている。スポーツ振興についても4件トータル169万円の補助をなさっておる。

同じように、鹿町町におきましても文化団体、あるいは婦人会、若干の違いは江迎町とはございますけれども、類似するものの補助がこれだけある。

一方、佐世保市は、このような補助金については、生涯学習推進事業補助金と申しまして、地区公民館単位で50万円を限度に文化・教育関係を含めた生涯学習という視点での補助がございまして。それから、青少年育成地区活動費補助金、あるいは社会活動補助金等ございますが、例えば、江迎町で地区生涯学習推進事業補助金についてまともに補助するということでございますと20年度で208万6,000円補助する必要があるんですが、50万の範囲でしかできませんけれども、この地区生涯学習推進事業補助金を3カ年間についてこの中でそれを208万6,000円分は見ていきたいと思いますというようなことで調整をする。同じように、佐世保市がある補助金の中で代替をして補助額をその分だけは条項を改正して上げて、3カ年間は今の事業がきちりできるように支援をしていきたいと思います。

ちょっと戻っていただきます。10ページでございますけれども、調整方針です。今、私が申し上げましたように、江迎町、鹿町町で行われている補助金については廃止をして、合併年度及びそれに続く3カ年間は、今、申し上げましたような経過措置を設けまして、佐世保市による補助メニュー、今言いました地区生涯学習推進事業補助金その他によって代替をします。その間、見直しを行って行って、3年度が過ぎますと統一した制度に移行

しましようということで提案しているものでございます。

理由は、今、両町とも行われているものを佐世保市に合わせますと特徴がなくなってしまような状況も考えられますので、それでは地域の文化等々のせっかくの財産がなくなっても困りますので、そのような措置をしていこうということでございます。

それから次、4番目、県民体育大会、スポーツ大会派遣補助金とありますが、これについては先ほどの教育・文化・体育関係補助金と同じように、佐世保市の制度に合わせましょう。ただし、江迎町の県民体育大会を除きます県大会出場の補助金については3カ年間経過措置を設けましょうということで、これも佐世保市の補助メニューで代替をしましようということですが、その間に見直しを行って統一した制度に移行しましようということにしております。

29ページを見ていただきたいと思います。この江迎町の欄の真ん中付近 スポーツ奨励補助金の真ん中のところに交付基準というのがございます。佐世保市も鹿町町も県大会の補助金は出しておりません。江迎町におきましては、この県大会の補助金がございますが、佐世保市と鹿町町は県大会レベルでの補助金はございません。したがって、江迎町の一人当たり日帰り3,000円、そこに書いてあるとおりでございますが、これらについては3カ年間を経過措置を設けて対応しましようということで調整を提案するものでございます。

また10ページに戻っていただきます。5番目のパールマラソン大会でございます。パールマラソン大会につきましては、調整方針といたしまして、大会の自立を目指して、地域主体で合併後も事業が継続されるときには補助を継続をしましようというような調整方針でございます。

32ページを見ていただきたいと思います。今、鹿町町のパールマラソン大会につきましては、毎年12月の第一日曜日に開催されていて、大体1,000人前後の大会のご参加があるとお伺いしております。町のほうから120万円、あるいは、19年度は150万円程度の補助をなさってきた経過がございます。実際、今、主催が町と教育委員会で作って、主管がパールマラソン実行委員会、事務局は教育委員会にあるということで作っておりますが、この右側の一番下でございます。現状の課題・問題点と書かせていただいておりますけれども、今、この大会が実際的に運営がされておりますのは、真ん中付近に書いておりますが、大会役員の約半数が町職員で頑張っているらしいまして、町職員の参加なしでは大会が成り立たない状況であるとお伺いしております。

佐世保市の場合は、ほとんどいろいろなイベント、事業については、地域、あるいは地域の団体、あるいはいろいろなことを同一にするような実行団体をつくっていただいて、その中で自主・自立的に事業を実施している例が多うございまして、それに対して一定行政のほう支援していくというのが今の佐世保市の例でございます。これは、実は、旧4町の場合も、このパールマラソンということではなくてもともいろいろな町を挙げてなされるイベントというのが、ほとんど町職員、あるいは町皆さんが一生懸命になっていただいていたようなイベントもございまして、それは全部自立の方向に持っていきましようということで、そこでいろいろなご不安とかご不満も出てきている部分もあるんですが、そういうような方向でやっていただいております。同じような観点でこれも調整をするということで提案しているものでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上の件について提案をするものでございます。以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【江迎町松田委員】 江迎町の松田ですけれども、1点だけお聞きしますが、補助金の減額というのはやむを得ないと思うんですが、このスポーツの振興についての施設の利用とかいうのは、後日出てくるんですか。というのは、既に合併された吉井、世知原を見させてもらっているんですが、スポーツがどんどん廃れてきている。その件が、ものすごく私たちが合併したときに心配をしているんですが、それは同時にスポーツを通して育成ということは一番大事じゃないかなと思っておりますが、この件は特に国・県からも総合型のスポーツをやりなさいということで指導が来ております。こういう場合に、施設の利用とか、スポーツクラブの充実ということについては何か別の機会に話があるのか、それともBクラスかCクラスかDクラスで既に話が終わっているのかをお聞きいたします。

【朝長会長】 事務局、お願いいたします。

【事務局】 私から言った後、専門部会からの補足をお願いします。

まず、教育施設その他の使用の仕方につきましては、使用料・手数料の取扱いの中で今、例えば町の場合は無料で使わせてあります。佐世保は料金を取っていますので違いがありますので、使用料の調整の中でこの協議会の協議事項として、今日、公営住宅使用料の提案をいたしまして、これはその2でございます。その3以降に、この分については体育施設、あるいは公民館施設でそのような使用料は、このような取扱いにしますと決めていきます。2番目のことにつきましては、専門部会の中で対応いただければと思います。専門部会の、教育部会のほうからよろしくご説明をお願いしたいと思います。

【スポーツ振興分科会長】 スポーツ振興課の岡本でございます。

今、総合型についてのご質問がございました。佐世保市では、総合型スポーツクラブについては積極的に推進をしております。ちなみに、長崎県内では一番、全国的にも25万都市としては総合型の取り組みは進んでいるところでございます。

お聞きするところによりますと、江迎町さんも鹿町町さんもそれぞれ1つずつ総合型を設立の準備をなさっているようでございます。私どものほうには、総合型を支援するための特別の委員会をつくっております。それぞれ設立までをご支援とか、設立後のサポートというのを積極的にやらせていただいております。合併後は、そのまま本市の総合型の助成制度を適用していけるものと思っております。

以上です。

【朝長会長】 よろしゅうございますか。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、これぐらいで質疑をとどめて次に移ります。

協議第29号

【朝長会長】 次に、協議第29号「公共的団体の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 33ページをお願いいたします。「公共的団体の取扱い」についてでありま

すが、公共的団体の取扱いにつきましては、1市2町で共通の目的を持った公共的団体については新市の速やかな一体性を確立するために、各団体の実情を尊重しながら可能な限り合併時に統合するよう調整に努める。統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるということにいたしております。

34ページに、その公共的団体とはどのような団体か書いてありますが、要は、この公共的団体につきましては、せっかく1市2町で合併をするわけですので、できるだけ同じような団体、例えばPTA連合会があるとすれば、1つの団体になっていきましょと、そういう方向に向かうべきですねということを書いてあります。ただし、これは、行政としてなりなさいということ強制はできません。したがって、努めるということにしています。それぞれの団体でまた今までの経緯等もございませうし、可能であれば一緒になってくださいというようなことを努めるという表現にいたしております。あくまで統合するかしないのかというのは、その主体であるそれぞれの団体であります。この合併協議の中でもそのようなことを、せっかく合併をするわけですから、できるだけ1つのものになれるものはなっただきましょとということに努めましょとということをお願いしているものでございませう。

具体的にどのようなものがあるかということをお示しをしておりますが、36ページから見ただきたいんですけども、これは事務局で調査しております。かなり100%に近いとは思っておりますが、抜けている団体がありましたらお教えいただきたいと思ひます。Aというものが同じ団体で、佐世保市でも江迎町でも鹿町町でも会になっている所などが、ここに掲げてあります佐世保人権擁護委員協議会から看護協会の県北ブロック協議会までです。Bというのが、1市2町にある同じ団体、例えばPTA連合会、それぞれございませう。例えば文化協会等もございませう。会議所、あるいは商工会議所等もございませう。ということで、この同じような団体というのが37ページの半分の上まででございませう。これらは、可能であれば、同じようなことをやっというので1つの団体に統合をするように努めていくのが方向性なのかなということでございませう。それから、37ページの真ん中付近にございませうCであります、これは佐世保市だけにある団体の一覧でございませう。それから、38ページ上にございませうDが、江迎町のみにある団体。Eが鹿町町のみある団体ということ。2地域のみにある団体がFということで、団体がどういふものかということを一覧表として示しておりますのでご参考にしていただければと思ひます。

説明は以上でございませう。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございませうので、この件、これぐらいで質疑をとどめませう。次に移りませう。

協議第30 - 1号

【朝長会長】 次に、協議第30 - 1号「介護保険事業の取扱い(その1)」についてを議題といたしませう。事務局の説明をお願いいたしませう。

【事務局】 39ページでございます。「介護保険事業の取扱い(その1)」についてありますが、今回、ご提案を申し上げますのは、介護保険そのものの介護保険料の納付方法等についてどのように調整をするのかということでございます。

介護保険料の基準保険料であります。その参考欄に掲げておりますように、佐世保市の基準保険料は月額4,518円、江迎町が5,850円、鹿町町が5,200円。したがって、調整をいたしまして、合併と同時に佐世保市の制度に合わせて佐世保市で事務を行いますとしておりますけれども、合併をいたしますとこの佐世保市の保険料に合わせるようになりますので、両町の対象となる方のご負担は軽くなる。これは、多分メリットがある部分でございます。町民にとってメリットがあるということは、保険者である佐世保市にとっては財政負担が増すということになりますが、そう大きな負担にならないからこのようにしましょうということでございます。

納入方法につきましては同じでございますので、特にこれは合わせても何の問題はない。納期につきましても、それぞれ10期でありますけれども、日にちが1日違いとかございます。これは41ページを見ていただければわかるんですが、10期でも、例えば佐世保市は第1期が6月16日から30日までということで、スタートが16日ですが、江迎は6月15日がスタートになっている。それくらいの微妙な差でございますので、鹿町町も同じ15日だったということになりますので、ここもそう問題ないだろうということで、佐世保市に合わせて佐世保市で事務を行うということで提案するものでございます。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、質疑をとどめ、次に移ります。

協議第31号

【朝長会長】 次に、協議第31号「子育て福祉制度の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 45ページでございます。「子育て福祉制度の取扱い」についてでございますが、大きく3件ございます。

1つ目が、公立保育所の運営管理についてであります。鹿町町の公立保育所は合併時までに民営化、民間移譲を進めますという方針でございます。

47ページ、48ページを見ていただきたいんですが、まず、江迎町の状況で申し上げますと、公立保育所については19年度、20年度、町が当局の求めによりまして民営化がなされておりまして、特段に20年度から公立保育所はございませんので、調整をする必要がないということでございますが、次のページ、鹿町町におきましては、現在、直営で2カ所の保育所がございます。これについては、一番右側の上のほう、課題・問題点の丸の3番目に書いておりますけれども、現在、鹿町町におきましては、行政改革大綱に基づきまして民営化について現在、保護者の皆様へ説明会を開催し、理解を求められている状況でございます。いわゆる民営化に向けて今取り組んでいらっしゃる状況でございます。したがって、その状況等を十分斟酌をいたしながら、鹿町町の公立保育所につき

ましては、合併までに民営化の一体を進めるということの方針をとらえたものでございます。なお、48ページの具体的な処理方法等に記載しておりますが、合併まで民営化を進められて、どうしても合併時までに民営化の処理が間に合わない場合には、当然、新市のほうに引き継いでいくということでございます。

戻っていただきまして、45ページの2番目でございます。放課後児童クラブの取扱いについてでございます。放課後児童クラブの取扱いにつきましては、佐世保市の制度に合わせます。49、50ページがわかりやすいので、こちらのほうで説明させていただきますけれども、実は、49ページ真ん中の江迎町の欄でございますが、江迎町におきましては、そこに公設公営という表現が出てはいるのですが、この放課後児童クラブにつきましては、直営ですね、公設公営でやっていらっしゃる。佐世保市も、次のページの鹿町町も公設民営で行っております。したがって、同じような形で、今、江迎町さんは公設で公営、直営なさっておりますけれども、これを民営という方向で合わせていただくという提案でございます。どのようなことで民営化の方向性があるのかということを書いておられますが、49ページの右側の下のほう、調整方針案・財政シミュレーションという欄があると思いますが、そこに書いておられますように、1つの方法として江迎、猪調小学校区にそれぞれ保護者を立ち上げてもらって、そこで運営を委託しますという方法が1つ。それから、2番目といたしまして、江迎、猪調小学校それぞれの近隣の幼稚園、あるいは保育所がありますので、そちらに児童クラブの運営を委託することも考えられますから、これらのどちらかを採用するのは、町のほうで十分ご検討していただきましてやっていただくということでの提案でございます。

それから、46ページですが、3点目が乳幼児健診の取扱いについてでございます。調整方針でございますが、佐世保市の制度に合わせます。ただし、江迎町と鹿町町の乳幼児健診は現在の江迎町保健センターで実施する。今、当然、江迎町、鹿町町には保健センターがそれぞれございますが、一番利便性が高い江迎町の保健センターで実施をする。ただし、合併年度とそれに続く1年間の経過措置とします。1年間やってみて、その結果を受けながら、受診状況を見て今後どうするかを検討していきましょうということでの提案でございます。

後で行財政調書を見ればわかるんですが、時間の関係もありますので口頭で説明させていただくのをお許しいただきたいと思うんですが、今、佐世保市は、中央保健センターを佐世保市役所の向こうに建設中でございます。東部地区に保健センターがあります。北部地区にはございません。それが今度、北部地区の構想をどうするかということもございませぬし、実際に、例えば保健所では当然できるわけでございますが、保健所というものが遠いじゃないかというご意見もあります。そこと保健所とつなげるということもございませぬ。それらの利便性でどのようになるのかも見きわめていながら今後、検討していく。1年間を経過措置として、すみませんが1カ所とさせていただきますということにしておるものでございます。

説明は以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

【鹿町町諸藤委員】 鹿町の諸藤でございます。まず、お礼を申し上げます。乳幼児健

診の件なんです、町内のお母さん方が佐世保まで赤ちゃんを連れていったら大変、駐車場もないのにどうしたらいいのという声がたくさんあったんです。今日、議案を見ましたら、江迎の保健センターで受診ができると。ほんとうに喜んでおります。ありがとうございます。せめて経過措置を2年にしていただいたらという希望がございます。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございましたら、質疑をとどめ、次に移ります。

協議第32号

【朝長会長】 次に、協議第32号「地区組織の取扱い」について議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 55ページをお願いいたします。協議第32号「地区組織の取扱い」についてであります。江迎町、鹿町町の地区組織につきましては、佐世保市の町内会などの自治組織と同様の役割を持つ組織として現行どおりに存続をいたします。

また、地区長制度は、合併時に佐世保市の行政協力制度に移行をします。今、両町は、町長様のほうから委嘱をされまして、地区長としていろいろな活動を行っていらっしゃいます。佐世保と合併をいたしますと、佐世保市の制度は行政協力制度ということで、それぞれの町内会、こちらは2町で言いますと地区のほうに委託をしているいろいろな広報物を配付してもらったりというようなことをやっております。そのような制度に地区長制度は移行させていただきますから、現行の地区長の委嘱制度は廃止とさせていただきます。そして、後でまた説明いたしますけれども、地区長さんへの報酬、佐世保市の場合は委託料になるわけですが、このことにつきましても中が大分違いますので、経過措置を設けましょうということで、地区長への委嘱業務は現在の個人委嘱から行政協力制度による町内会への委託となりますけれども、合併翌年度から3年間は経過措置を設けて個人委託として行えるようにいたします。それから、委託料についても、3カ年間で段階的に佐世保市の水準に合わせます。当然、地区の呼称は合併後も継続するものといいたしましよということにいたしております、これは次の56、57ページでございますが、まず、江迎町におきましては地区の数が31、佐世保市は4町と合併したこともございまして565でございます。4町との合併前は450ぐらいございました。今は565あります。江迎が31。それから、58ページを見ていただきたいんですが、鹿町町は16。それぞれ地区長さんの役割としては広報物文書の配付、回覧、募金活動、調査取りまとめ依頼、その他必要なものというふうなことをやっておりますが、佐世保市の町内会長さんのお仕事とそう大きく変わらないと思います。ただ、直接募金活動をやられるというのはなかなか少ないという状況でありますけれども、それでも、実際その地区長さんの報酬というもので違うものが出てまいります。

57ページをお願いしたいんですが、今、江迎町の地区長様に報酬として町からご支給になっておりますのが、それぞれ地区別に書いてある。例えば梶の村でありますと27万5,000円でございます。これを佐世保に合わせて引き直しますと11万8,400円になるということで、年間でかなりの額が減少されます。31地区でいきますと、影

響額、一番右側の欄でございますが、一番下トータルでは約480万円ぐらいの減になるということでございます。したがって、激変緩和を図るという意味から、3年間段階的に佐世保市の委託料に直していきましょう。1年目が75%の水準、2年目が50%、3年目が25%ということをやるということでございます。

59ページを見ておわかりのように、鹿町も同様に差がありますので、同じような措置を講じていきたいということでございますが、地区長さんのほうには影響が大きい件になります。もしこの方針でいくとするならば、十分ご説明をして、地域の皆様、地区長様にご理解を得るのが非常に大切なことじゃないのかなと事務局では考えております。

説明は以上でございます。

【朝長会長】 ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、質疑をとどめ、次に移ります。

協議第5 - 1号

【朝長会長】 次に協議第5 - 1号「まちづくり計画(新市基本計画)の策定」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【企画調整部会長】 企画調整部会長の嶋田でございます。協議第5 - 1号「まちづくり計画の策定」につきましては、企画調整部会のほうから説明させていただきます。時間も押しておりますので、ちょっとボリュームがございますので、早口になろうかと思えます。あらかじめお許しいただきたいと思えます。

今回、提案のまちづくり計画につきましては、ご承知のとおり合併新法第6条に基づき佐世保市・江迎町・鹿町町合併を通じまして新しいまちづくりを進めていくための基本方針等を定めるものがございます。本件につきましては、7月に開催の第1回協議会におきまして作業スケジュール、策定方針にご承認をいただきました。その後、協議会委員の皆様方等へのインタビュー、また、江迎町、鹿町町の住民の方々にアンケート調査等を実施し、8月開催の第2回協議会で経過報告をさせていただいたところでございます。これらの意向調査結果等を踏まえまして、計画の書き込み作業を行ってまいりました。一定、計画素案として取りまとめしておりますので、今回、提案をさせていただき、次回協議をお願いするものでございます。

なお、この協議調整をいたします第6章の新市における県事業の推進、それから、財務部会で作業をしております第8章財政計画につきましては次回提案をさせていただくことで考えております。

また、計画につきましては、これらの提案協議に複数回なるわけでございますけれども、計画全体としての枠組みをお示しすることについて、また場を予定いたしております。あらかじめご了承いただきたいと思えます。

計画案につきましては、企画調整分科会長のほうから説明させますので、どうぞよろしくお願いたします。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【企画調整分科会長】 早速でございますが、計画素案の概要につきましてご説明をさ

せていただきます。

先ほど部会長も申しましたように、時間も限られておりますので、計画の一部提案、期間等の基本的な事項、また、新市におけます施策や取組みに関しましては、特に、江迎町、鹿町町にかかわる内容を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、まちづくり計画(素案)の3ページをお開きいただきたいと思います。第4節の計画の位置づけでございます。地方自治体がまちづくりの基本となります計画といたしまして、地方自治法第2条第4項に基づき佐世保市、江迎町、鹿町町、それぞれ総合計画、基本構想が策定されております。したがって、合併後の新市のまちづくりにおきましては、第6次佐世保市総合計画が最上位の計画となり、今回のまちづくり計画につきましては、主に江迎町、鹿町町を対象といたしました総合計画の内容を補完するものということでその位置づけを行っておりますのでございます。

このような位置づけを踏まえまして、佐世保市が平成20年3月に策定いたしました第6次佐世保市総合計画に掲げるまちづくりの構想や基本目標等をベースに、鹿町町、江迎町の地域特性という面で2町の総合計画の内容及び地域意向の調査結果等を加味しながら、書き込み等の事務作業を行っており、第6節の計画の期間についても、目標年次を第6次佐世保市総合計画に合わせまして平成29年度といたしまして、その期間を平成22年度から29年度までの8年間というふうにいたしております。

まちづくりの基本方針である必要な事業の取組み、公共的施設の統合・整備に係る考え方など合併新法で定めます要件に準じた構成に沿って計画の内容を説明させていただきたいと思っております。

それでは、5ページからの第2章地域の概要と主な課題に関してでございますけれども、地勢、沿革、人口・世帯、都市機能、行財政の状況などといった新市の状況に関しまして関連の統計数値データ等を用いまして整理した上で、地域におけます主な課題を8項目に分けて取りまとめております。

なお、10ページをお開きいただきたいと思いますけれども、10ページに記載いたしております行財政の状況につきましては、18年度の状況をお示ししておりますが、早期健全化基準等が公表の対象になりましたことから、直近でございます19年度の数値に変更して次回お示ししたいと考えております。

それでは、主な課題につきまして11ページから12ページをごらんいただきたいと思います。ここでは、主に、江迎町、鹿町町の住民の方々を対象に実施いたしました住民意識アンケート調査等の結果に見られる地域意向を踏まえ整理いたしております。その地域意向調査の結果概要につきましては、別添お配りさせていただいております「まちづくり計画」策定に係る地域意向調査の結果概要について報告資料というものをお配りさせていただいておりますので、あわせてそちらの資料をごらんいただきたいと思います。まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

地域意向を把握することを目的に、まず、協議会の委員の皆様や、江迎町、鹿町町の各界代表の方々に対しましてインタビューを行っております。このインタビューの実施に当たりましては、協議会委員の皆様にはお忙しい中、ご協力を賜りましてあらためて御礼申し上げます。インタビューでは、1市2町のまちの特徴、新市におけます将来像や取り組むべき事業等についてお尋ねをしておりますけれども、それに対しお答えいただきました主

なご意見については、この資料の3ページから4ページにまとめております。

また、もう1つの調査といたしましては、江迎町、鹿町町の住民の方々へのまちづくりアンケート調査を行っておりまして、資料の5ページから記載いたしておりますとおり、16歳以上の住民の方々を対象にアンケート調査を行いました。

6ページをお開きいただきたいと思いますけれども、この6ページに記載いたしておりますような設問に対しまして、それぞれお聞きし、お答えをいただいているところでございます。

7ページに記載しておりますが、回収率は2町合わせまして63.4%、欄のところに書いておりますが、比較的高い割合となっていると思います。

その結果に関しましては、この資料の8ページをお開きいただきたいと思いますけれども、総括しておりますけれども、災害等に対する安全・安心な生活環境、保健医療の充実、雇用対策等を求める地域住民の方々の意向が見受けられます。そして、合併に対しましては、行政運営の効率化や地域福祉の充実を期待する一方で、住民負担の増加や地域間格差を不安視する傾向もあらわれているところでございます。

簡単ではございましたけれども、以上がインタビュー及びアンケートといった地域意向調査の結果概要でございますので、この結果を踏まえましてまちづくり計画素案、先ほどお開きいただきました素案の11ページ、12ページに記載いたしております8項目の地域の主な課題として整理をさせていただきます。

次に、第3章主要指標の見通しについてでございますけれども、素案の14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。ここでは、将来のまちの様子や規模等をあらわす指標といたしまして、人口、世帯、就業人口の推計を行っております。14ページの欄に記載いたしておりますように、計画最終年度でございます平成29年度の人口を24万8,780人、世帯数を10万3,390世帯といたしております、15ページの表のところでございますが、就業人口を10万8,110人と推計いたしております。

続きまして、第4章新市建設の基本方針についてでございますけれども、17ページ、18ページに記載いたしておりますが、基本的には、先ほど申しましたとおり、第6次佐世保市総合計画におけます基本構想の内容に準じて整理をいたしております。ひと(市民)が中心のまちづくりを基本理念に、佐世保市、江迎町、鹿町町が一体となり、ひと育てとまち育てをまちづくりの両輪として大切にしながら、恵まれた自然とともに市民の元気で輝くまち、“キラッ都”佐世保を目指していくという思いを込めまして、新市の将来像をひと・まち育む“キラッ都”佐世保、自然とともに市民の元気で輝くまちといたしております。

また、この将来像の実現に向けましては、保健、福祉、教育、産業振興、環境、都市基盤の整備等のまちづくりの取組みを19ページ以降に記載いたしておりますけれども、7本の基本目標で整理をいたしております。なお、これらの具体的な内容につきましては、後ほど第5章の新市の政策の中で触れさせていただきたいと思います。

さらに、24ページをごらんいただきたいと思います。第4節土地利用等の基本方針でございますけれども、新市におけます土地利用等の基本方針といたしましては、中心市街地と周辺の各地域とが機能的に連携し合う機能連携調和型のまちづくりを進めることといたしております。なお、江迎町、鹿町町の都市構造上の位置づけといたしましては、その

規模、都市規模等を考慮した上で、既に合併しております旧4町と同様に、合併地域というゾーンとしての位置づけで整理をいたしております。この合併地域では、地域間の交流促進、特色ある地域資源の活用によります地域振興等を軸に、地域との一体感の醸成を図ることといたしております。

次に、第5章新市の政策に移りませけれども、28ページをお開きいただきたいと思ひます。まず、新市におけます取組みを項目的に整理いたしました政策体系でございますけれども、7本の基本目標とそれを下支えする都市経営の取組み、市民協働、行政経営、健全な財政運営という都市経営の取組みを柱といたしましてまちづくりの分野ごとに右のほうに書いておりますように、37の政策を今後展開していくといたしております。

29ページ以降に記載いたしておりますけれども、今回の計画では、新市の速やかな一体化を促進するための枠組みといたしまして四つの一体化推進プロジェクトを選定いたしております。その内容といたしましては、地域ぐるみでの安全・安心な生活を守るまちづくりを進める安全・安心プロジェクト、それと、30ページに記載いたしております自然や歴史、文化等の地域資源を活用し、市民や来訪者等の多様な交流を進めます交流促進プロジェクト、それと、31ページに記載しております産業を支える人づくりや企業立地の促進等により雇用拡大を図る雇用創出プロジェクト、総合的な環境教育、環境学習を推進いたします環境市民プロジェクトという形で整理をいたしております。

続きまして、政策体系に基づきまして展開されます新市におけます具体的な取組みについてでございますけれども、33ページ以降に記載いたしておりますのでごらんいただきたいと思ひますが、先ほども申しますように、時間が限られておりますので、特に、江迎町、鹿町町との関連が強い取組み内容をピックアップしてご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、34ページをお開きいただきたいと思ひますが、基本目標の1のうち健康で安心して暮らせる福祉のまちの政策3、高齢者の生活を支える環境づくりに関してでございますけれども、地域における要援護高齢者やその家族の生活を支える生活支援体制の充実に対しまして中段のところに書いてありますが、特に、江迎町・鹿町町において顕著に見られる人と人とのつながりや支え合いの機能を活用しながらという表現を用いて、取組みの方向性を整理をさせていただいております。

次に、45ページをごらんいただきたいと思ひます。基本目標4、あふれる魅力を創出し体感できるまち、政策1、観光を生かしたまちづくりにおきましては、江迎町の江迎本陣跡、鹿町町の北九十九島や長串山公園等、観光資源・観光施設を取り上げ、それらの活用、整備を通じた観光振興の方向性を示しております。

同時に、46ページの政策2、文化芸術に親しめる環境づくりを進めるためには、江迎町の県指定文化財でございます江迎本陣跡、鹿町町の国指定史跡でございます大野台支石墓群等の貴重な歴史・文化資源を取り上げまして、それらの調査・保護・活用を図っていくということにいたしております。

50ページをお開きいただきたいと思ひますが、基本目標5、雇用を生み出す力強い産業のまちにおきましては、政策4、水産業の振興におきましては、鹿町町の養殖フグ等の水産物のブランド化等を推進することといたしております。続きまして51ページの政策5、雇用の創出と労働の安定におきましては、企業立地の促進に関しまして西九州自動車

道の延伸、開通等による環境変化も視野に入れながらという文言を用いまして、取組みの方向性を明確にいたしております。

以上、新市におきます取組みをピックアップして説明させていただきましたけれども、これらの関連の書き込みに当たりましては、先ほど皆様方にご説明いたしました別途資料、協議会委員の方々のインタビューや地域住民の方々に対しますアンケート調査を通じまして地域の意向を把握し、それを反映させる形で整理をいたしました。なお、計画策定におけます地域意向の反映状況に関しましては、別途取りまとめを行っておりますので、その資料といたしましてはA3の資料としてお配りさせていただいておりますまちづくり計画（素案）における地域意向の反映について一覧表というものをお配りさせていただいておりますので、後ほどご参考までにごらんいただければと思います。

続きまして、第6章新市における県事業の推進に関しましては、先ほど部会長が申しましたように、長崎県との協議・調整が一定整い次第、後日、別途提案させていただく予定でございますし、また現在、財務分会で作成中の第8章財政計画とあわせまして11月に開催される次回の合併協議会において提案させていただくよう事務を進めているところでございますので、どうぞご了承いただきたいと思っております。

以上、簡単でございますけれども概略、第6章の県事業の推進及び第8章の財政計画を除きましたまちづくり計画素案の概要につきまして次回の協議会のご審議に当たっての説明を終わらせていただきます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの企画調整部会の説明について、何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。はい、どうぞ、林さん。

【江迎町林委員】 時間のないところ、すみません。住民意識アンケートの調査結果とありますけれども、町別の調査結果を出していただけないかということで。

【朝長会長】 町別のアンケート結果。はい、どうぞ。

【企画調整部会】 それでは、町別にしておりますので、その集計は後日、次回のときにでもお配りしたいと思います。

【朝長会長】 次回でよろしゅうございますか。

【江迎町林委員】 はい。

【朝長会長】 ほかがございませんか。はい、どうぞ。

【佐世保市久池井委員】 今回、基本的に次回協議事項として提案をされているんですけども、第6章、第8章以外については次回、きちんとした形で方向性を定めるということで理解をして、我々は研究、検討をしないといけないということですか。そこら辺のことを確認をしたいんです。

【朝長会長】 はい、どうぞ、事務局長。

【事務局】 ただいまの件であります。まず今回、6章、8章以外の分の素案を出して、持ち帰って十分見ていただきまして、おかしい点、ご質問の点があれば検討、研究をしましょう。次の回に6章、8章合わせました素案をお出しします。したがって、それを決定していただくのは次の回になりますので、2カ月間を要しながら素案を検討していただくということで考えております。

以上でございます。

【朝長会長】 よろしゅうございますか。

【佐世保市久池井委員】 はい。

【朝長会長】 ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでしたら、これぐらいで質疑をとどめたいと思います。

以上で、提案されました協議第26-2号から協議第5-1号の7件につきましては、終了いたします。

これらの項目については、次回の協議会で結論を得ていきたいと思いますので、よろしくご検討のほどお願いをいたします。

(5) 報告事項その1

【朝長会長】 それでは、次の報告事項その1に移ります。

協議第12号「議会の議員の定数及び任期の取扱い」については、第2回協議会の折に、協議の進め方として、まず、佐世保市議会、江迎町議会、鹿町町議会で協議を行い、その協議結果を受けて協議会全体で協議を行い、取扱い方針を確認してということでご了承、ご決定をいただいております。そこで、1市2町の議会委員の皆様にはご多忙な中、協議を重ねていただき、その取扱いの方向性について決定した旨のご報告を受けております。

今回、その協議結果について佐世保市議会議長である松尾委員より協議会の場でご報告を受けたいと考えております。それでは、松尾委員、よろしくお願いいたします。

【佐世保市松尾委員】 8月の26日に江迎町で行いました法定協議会の中で提案されて、今、会長が言われたとおりでございます。私ども、3回にわたり協議を行ってききましたが、その結果、江迎町議会議員並びに鹿町町議会議員につきましては、在任特例及び定数特例とも活用せず、失職することに決定いたしております。

以上報告を終わります。

【朝長会長】 ありがとうございます。久池井委員は何か補足はございませんか。

ただいまの報告につきまして、江迎町議会の議員さんから何か補足意見等はございませんでしょうか。

【江迎町安富委員】 ありません。

【朝長会長】 鹿町町議会の委員さんから何か補足意見はございませんか。

【鹿町町宮田委員】 ありません。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様にご意見等をお伺いする前に、事務局よりこのことについて何か説明はございませんでしょうか。事務局長、どうぞ。

【事務局】 それぞれご報告がございましたけれども、この協議第12号「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の今後の協議の進め方について私からご説明申し上げたいと思います。

本日のご報告を受けまして、次回の協議会におきまして協議会として正式に提案をして協議事項としてこの件をご協議いただきたいと思います。今、それぞれ議会の代表の委員の皆様から方向性は出されましたので、これを協議会として正式に提案をして協議をいただくということになるわけでございます。ご承知のように提案事項と協議がございます。提案事項は、今日提案した次回に論議をして決めている。協議事項は提案をしてその場で

決めていただくことが協議事項でございます。この場合、実際に今、議会委員の皆様から提案されたと同じような状況にありますので、協議事項として取り扱わせていただきまして、次回提案をして当日ご決定していただくことになると考えています。その場合に、本日の議会委員からの報告がベースになりますので、事実上、今日から持ち帰って検討する期間があると考えられますので、そのような進め方を行いたいと思っているものでございます。

あわせまして、協議第13号「地域審議会・協議会の取扱い」についてのかかわりもございますので、このことについて協議会で議論していただくためにも、次回協議会でこの協議第12号を協議決定していただくことが必要ではないだろうかと事務局では考えているところでございます。

事務局からの補足説明は以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは、各委員の皆様、松尾委員から、そして事務局から説明がございましたが、何か質疑やご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますのでこのくらいにとどめさせていただきたいと思っております。

(6) 報告事項その2

【朝長会長】 それでは、次に、報告事項その2に移ります。

報告第3号事務事業の調整結果報告(調整案件B以下幹事会調整事項)については、報告第3-7号「総務部会の事務事業の取扱い」についてから報告第3-11号「水道部会の事務事業の取扱い(その1)」についてまで一括して事務局の説明を求めます。

【事務局】 委員の皆様には大変分厚い資料を差し上げまして申しわけございませんが、説明は簡単にとどめさせていただきます。

報告第3-7号「総務部会の事務事業の取扱い」とありますが、1ページを開いていただきますと、それぞれ事務事業管理表ということで、この項目については次のような調整をしているということで掲げております。先ほどからご論議いただいておりますように、すべてこのような調整方針を出すために行財政調書をつけまして幹事会の中でお決めいただきましてご報告をしているということでございます。

総務部会の案件は24件ございますが、総務部会でありますので、市の内部事務のことでございます。したがって、直接住民サービスに深くかかわるというような問題ではございませんので、ここは見ていただければよろしいのかなと考えております。ただし、一番最後の分で、長崎県市町村総合事務組合についての調整方針と出ておりますけれども、この分は職員の退職金の関係する一部事務組合でございます。これは佐世保市にもございますし、両町にもございます。したがって、一本で組合員として入っていくということでおおるところでございます。あと、ここに掲げておりますのは、ほとんど内部のものでございますので、特段この協議会の中で問題になるような案件はございません。

次に、3-8号「都市整備部会」についてでございます。これも開いていただきますと、使用料・手数料、それから部会の取扱いとございますが、使用料・手数料についても、大きく問題のある件はございませんでしたので、Bランクということにいたしております。

都市整備部会は、それぞれこの1市2町の比較を見てもらえばおわかりのように、大体佐世保市の制度統一に差し支えのある問題がちょっと多くございました。ただ、次のページをあけていただきますが、上から5番目に安全・安心住まいづくり支援事業その他業務ということで、これが佐世保市の制度に合わせますが、鹿町町において地すべり危険区域における家屋移転等の助成等もございまして、補助の制度が厚かった分があったんですが、佐世保市のいろいろな融資制度等で代替をさせていただくということで廃止をさせていただいて佐世保市に合わせるということで、専門部会ではこういうふうにしております。あとはそう大きな問題になるのはなかったのではなからうかということでございます。ただ、内容を見ていただいて、何かあれば次回等でもご質問、ご質疑があればなさってもらって結構でございます。

次に、3-9号「市民・町民部会の事務事業の取扱い」についてであります。これは76件でございます。非常に厚くて見るのも嫌になるような感じもするかもしれませんが、まず、使用料につきましては特段問題はございません。補助金関係については、総括的に申し上げますと、両町の制度が手厚い場合につきましては、経過措置を設けるべきと思われるものについてはAランクの協議項目同様に経過措置を設けたりいたしております。それが3年とか5年とか、そういう経過措置を設けているものがございまして、後で詳しく見ていただければと思います。あと、同じ制度につきましては、基本的に佐世保市の制度に合わせるという中で行ってあります。6/8を見ていただきたいんですが、上から3番目に窓口業務の戸籍事務の戸籍事務処理というのがございまして、佐世保市の制度に合わせますと書いてありますが、この戸籍事務処理の中で誕生祝い金制度がそれぞれございます。佐世保市は3子以降が2万円、江迎は3子以降が10万円、鹿町町は制度がないという違いがございまして、非常に金額的な差はございますけれども、実は、世知原町の場合、たしか20万補助をされていたというのを結果的に佐世保市に合わせるということに、1年間だけは経過をとったような記憶がございまして、ただ、額的な問題はありますけれども、この分については佐世保市に合わせるということで統一をしてあります。あと、同じような部分で、両町が制度等については一定やむなしということで佐世保市に合わせたものもあれば、影響が一定あるものにつきましては、Aランク協議と同じように経過措置を設けるというのもございまして、後で吟味していただければと思います。

次に、3-10号「子ども未来部会」について。これも72件でございます。あけていただきます。総括的に申し上げますと、この子育て支援事業が、子育て、あるいは子供育成対策につきましては、すべてとは申しませんが、おおむね佐世保市と制度が同じであったり、あるいは佐世保市のほうが施設等があってできるもの等がありますので、ほぼ佐世保市に合わせるということになっておりますが、大きな視点で申し上げますと、両町の住民の方々にとってはプラスになる分が多いんじゃないかと、事務局ではこのように認識をいたしております。これも後で見ていただければと思います。

それから、最後、水道部会でございます。今回21件の報告をいたしておりますが、上水道の関係で今回、報告をして、次回以降に下水道関係を報告をするということにいたしております。若干申請等の手数料の違い等がある部分もございまして、そう大きく影響があるという問題は少ないということでBランクにさせていただいております。また、水道部会事業の取扱いはほとんど施設の管理とか、あるいは水道事業自体の問題、配水管の維

持管理をどうするのかとか、ポンプ所の維持管理をどうするのか、その辺のものが中心でございまして、ここもおおむね佐世保市に合わせると、あるいは、すぐ合わせられないものについては合併までに随時調整をするという方向で専門部会で合意を得ておりますので、報告をさせていただきたいと思っております。

ちょっと簡単で申しわけございませんが、ちょっと時間の関係もありますので、以上で報告事項その2でありますけれども、トータル226件、今回はBランク以下の事業について幹事会の中で決定していただいたことを協議会に報告するものでございます。以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの説明について何か質疑、ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ、林さん。

【江迎町林委員】 すみません、どうも。「市民・町民部会の事務事業の取扱い」の中の29ページに取扱いについてあるんですけれども、一応、うちのほうの担当からお聞きしたんですが、活動実績がないため江迎町の少年団は廃止され、将来少年団が設けられれば佐世保市の制度を適用するとなっているんですが、交通安全協会の運営方法になると存続されるということでしょうか。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【交通安全対策分科会長】 交通安全対策課の川嶋でございます。ご質問の指摘につきましては、交通少年団という組織の実態がございまして限り、安全協会に属するとかそういったことではございませんで、補助金の支出を考えているということでございます。以上でよろしいでしょうか。

【江迎町林委員】 ということは、今のままで存続できるということですか。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【交通安全対策分科会長】 一応、事務局で当初から折衝してきた段階では、合併後廃止されると聞いておりましたという経過がございまして、このような表現をさせていただいておりますが、交通少年団がこのまま残るということであれば補助金の支出対象となります。交通少年団が団体として組織されていればという前提ではございますが、そういった考えでおります。

【江迎町林委員】 はい、わかりました。

【朝長会長】 よろしいですか。

【江迎町林委員】 はい、ありがとうございます。

【朝長会長】 ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ほか、ないようでしたら、また次回以降の協議会でも出していただくことができるんじゃないかと思っておりますので、どうぞ十分にご研究をいただきたいと思っております。

特に問題、意見等がなければ協議会としてご報告を承認することで取扱いたいと思っております。今後とも報告事項がたくさん出てまいりますので、以降も同様の取扱いといたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ありがとうございます。それではそのように取り計らいます。

以上で報告事項を終了いたします。

4.その他

【朝長会長】 それでは次に移ります。次回日程について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 次回日程、60ページでございますけれども、順繰りですみません、佐世保、町で回っております。次回は佐世保でございます、11月28日金曜日、2時から佐世保市鹿子前町の九十九島観光ホテルで開催したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【朝長会長】 ただいま事務局が示した次回協議会の日程、そして会場でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは、次回の協議会の開催日は、事務局の説明のとおり日程で開催することいたします。

そのほかに事務局の方から何かございませんか。

【事務局】 特にございません。

【朝長会長】 ほかに委員の方々、ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、ご質問、ご意見もないようでございますので、協議会を閉じたいと思います。

5.閉会

【朝長会長】 本日はどうもお疲れさまでございました。皆様のご協力に感謝して、会を閉じさせていただきます。

了